

## 「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(案)」 に対するパブリックコメントにおいて寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方

平成19年12月17日(月)より平成20年1月15日(火)にかけて、「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(案)」に関するパブリックコメントを実施しましたところ、以下のとおり御意見が寄せられましたので、御意見の概要及びそれに対する考え方をお知らせします。

### 1. 募集要領

- (1) 意見募集期間:平成19年12月17日(月)から平成20年1月15日(火)まで
- (2) 実施方法:電子政府の総合窓口(e-gov)における掲載
- (3) 意見提出方法:電子メール、FAX、郵送

### 2. 提出意見総数

意見提出者数 117団体・個人  
意見総数 359件

### 3. 寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方 別紙のとおり

## 第1章 現行家電リサイクル制度の成果

## 1. 排出家電回収の進展

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
家電リサイクル法ルート以外で取り扱われている家電の正確な行方が把握できていない点について根本的な策を講ずることを優先すべきである。	5	報告書案【終わりに】において、家電リサイクル法ルート以外のルートにおける処理の状況などの排出家電のフローについて引き続き情報の把握に努める必要があると提言されています。これに従い、今後これを実現するために必要な具体的方策について検討してまいります。
家電回収業者のフローを明確にして正確な数量を把握する法規制をかけるべきである。	1	現在の規制緩和の情勢の中でそうした規制を新設することは困難と考えます。一方、報告書案【終わりに】において、家電リサイクル法ルート以外のルートにおける処理の状況などの排出家電のフローについて引き続き情報の把握に努める必要があると提言されています。これに従い、今後これを実現するために必要な具体的方策について検討してまいります。
図表2に係るアンケートの統計的信頼性、推計方法、推計値の検証方法、データに関する調査報告書のピアレビュー・公表の有無について説明すべきである。	1	図表2の推計手法等については、第5回合同会合資料2-1で詳細に説明しております。
フロー推計と貿易統計との乖離は極めて大きいですが、約1年前にこの乖離が明らかになってから、理由を説明する調査がなされていればそれも示すべきである。	1	第8回合同会合資料2のP7に貿易統計に現れるのは1回の輸出につき総額20万円以上の輸出品のみであり、携行品については貿易統計に現れない等、そのご指摘の乖離の理由と考えられる事項について報告しております。
小売業者は、基本方針において冷媒として使用されていたフロン類の漏出防止が求められていることから、当該漏出防止策の実施状況について家電リサイクル法の施行状況の評価項目として掲げるべきである。	1	製造業者等が回収したエアコンの冷媒フロンの量は着実に増加していることが報告されておりますが、これは小売業者が適切に漏出防止を行った結果であると認識しています。
小売業者のアンケートの裏づけとなる詳細が不明。家電4品目のリユース製品を販売している店は少ない。大手の小売業者での追跡調査を実施すべき。	1	報告書案第4章2.(1)において、小売業者に対して、リユース品としての引き渡し先やリユース取扱の基準などの記録・報告を求めるなどが提言されているところです。今後この具体化について検討してまいります。
輸出統計数字の把握をする方策を具体化するべきである。(携行品の把握も同様)。パーゼル法関連(国際的な議論)に、推定値での議論は避けたい。	1	平成20年1月に、貿易統計上の分類コードであるHSコードが改正され、輸出される家電4品目について新品とそれ以外のものが区分されるようになりました。
見えないフローの解析について、政策評価に資する静脈の統計数字を、今後、国として充実することを要望する。	1	報告書案【終わりに】において、家電リサイクル法ルート以外のルートにおける処理の状況などの排出家電のフローについて引き続き情報の把握に努める必要があると提言されています。これに従い、今後これを実現するために必要な具体的方策について検討してまいります。

## 2. 排出家電のメーカーによる再商品化の進展

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
フロン類の回収実績について家電リサイクル法の評価項目として掲げるべきである。具体的には、使用済み家電のフロー推計(5ページの図表2)をもとに、使用済みエアコン及び使用済み冷蔵・冷凍庫に冷媒として使用されていたフロン類(使用済み冷蔵・冷凍庫については、断熱材に含まれていたフロン類を含む)の量を推計のうえ、メーカー等による回収量を用いてフロン類の推定回収率を把握し、必要な措置を講じるべきである。	1	エアコンや冷蔵庫・冷凍庫に使われているフロン類は、家電リサイクル法第18条第2項に基づく政令によりメーカーに回収等が義務付けられており、メーカーはその回収量を公表しております。第1回会合において、この回収量は増加傾向にあることが報告され、メーカーによってフロン回収が適切に実施されているとされており、メーカーによるフロン回収に関するさらなる措置については、必要に応じ適時検討いたします。
家電メーカー本来の責務である環境に配慮した製品を製造することやリサイクルしやすい商品作りについてもっと本格的な議論・検証が審議会でなされるべきである。	1	環境配慮設計の実績については第5回及び第8回会合において議論されました。環境配慮設計の促進について、今後も制度検討の際などに必要に応じ議論していく予定です。
リサイクルの主体者を製造業者にした家電リサイクル法の成果をもっと評価すべきである。	1	報告書案第1章において、家電リサイクル法の成果については十分に記載されていると考えております。
図表3でメーカー以外によるそれぞれの処理重量の推計値も示すべきである。または、メーカー以外の処理状況については未調査であるなら、その旨も記述すべきである。	1	メーカー以外による処理重量については、メーカーによる処理と同様の精度で経年変化を示すことは困難です。なお、メーカー以外の処理状況については、第5回会合において産業廃棄物としての処理状況の調査が報告されており、その旨は図表2にも記載されております。
現在排出されている家電品が製造された10～20年前は、製品の大型化が進んだ時期に相当すると考えられることから、「処理重量は着実に増加」と単純にプラス評価すべきではなく、大型化の状況を比較考量した上で評価すべきである。	1	報告書案第1章2. 図表3及び4に示されるとおり、処理重量のみならず、処理台数の増加・再商品化率の向上と共に制度の成果として評価しています。
現行家電リサイクル法が十分に機能し、本当に成果をあげているなら、製品寿命の長期化により排出量が減少し、処理重量及び国民一人当たり処理重量は減少するはずであるがそうならない。法に基づく制度全般の成果を記述するなら、こうした製品へのフィードバック効果が見られないことやその課題について言及・検討すべきである。	1	家電リサイクル法施行後家電の使用期間が長期化しつつある状況について第1章4. に記述しています。

メーカーにはリサイクルの技術開発やリサイクルしやすい設計など、メーカー本来の役割を追求させるべきである。	1	第5回及び第8回会合においてメーカーの技術開発・環境配慮設計について議論され、その中でメーカーはリサイクルに関する技術開発や環境配慮設計を着実に進めていると評価されています。なお、国としては今後ともメーカーに対して適切に指導してまいります。
有害化学物質の動態や健康リスク、途上国等における「リサイクル」による労働衛生環境悪化、周辺環境汚染の評価とともに、社会全体の資源・物質投入量の影響評価も行うべきである。	1	家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書案の内容と直接関係する御意見ではありませんが、紹介させていただきます。
年間国民一人当たりの対象4品目の処理重量を欧州のWEEEの98品目での目標と比較しているが、これだけでは単に日本の排出量が多いとも読み取れることから、排出総重量や使用年数等のデータを合わせて比較すべきである。	1	各国との比較において、現段階では、欧州のWEEEは施行直後でデータが少なく、WEEE指令に基づく国民一人当たりの処理重量目標値(4.0kg)しかなかったため、今回はこれと比較したものです。ご意見につきましては今後制度を評価する場合の参考にさせていただきます。

### 3. 一般廃棄物最終処分場の残余年数の長期化

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
一般廃棄物の最終処分量及び最終処分場の残余年に対し家電リサイクル法に基づくリサイクルがどの程度寄与しているのかを数値で示すべきである。	1	データの制約から、具体的な数値で示すことは困難です。

### 4. 家電の使用期間の長期化と国民の意識の向上

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
家電の使用期間の長期化に対して家電リサイクル法の施行がどの程度寄与しているかを数値で示すべきである。	1	第1章4.に記述されているとおり、平均使用年数が法施行前の平成9年から平成18年にかけて、エアコンが▲1.5年になっているものの、ブラウン管式テレビが1.2年、冷蔵庫・冷凍庫が2.9年、洗濯機が1年伸びていることから、家電リサイクル法の施行が寄与しているものと考えられます。
家電の使用期間の長期化を家電リサイクル法に基づく効果として評価するならば、少なくとも4品目とそれ以外の家電製品と比較した結果に基づいて検証すべきである。	1	指定引取場所で製造業者等が引き取った廃家電4品目の平均使用年数を調査したものであり、それ以外の家電製品の調査は現状では困難です。御意見については、今後評価する場合の参考にさせていただきます。

### 5. 環境配慮設計の進展

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
パーツリユースの利用率、有害物質の回収・クローズド化の進展、製品の長寿命化などに踏み込んだ評価をすべきである。	1	第8回合同会合で資料3を基に有害物質の適正処理やリサイクル技術の進展などについて詳しく議論しており、その評価を踏まえて本報告書案がとりまとめられたものと考えております。

### 6. 家電リサイクル法による社会的便益の発生

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
家電リサイクル法施行前に自治体が廃家電の処理に用いた多額の税金が住民に還付されていなければ、消費者にとって二重取りとなることから、自治体のコストを先に透明化すべきである。	2	自治体における廃家電処理とそのコストについては、不法投棄処理も含め、第5回・第12回会合において報告され、議論されたと考えておりますが、ご意見につきましては今後制度を評価する場合の参考にさせていただきます。
家電リサイクル法の施行で削減された自治体の処理費用の使い道が妥当なのかを含めて、自治体のコストに関しても透明化を求め、リサイクル料金を払った消費者へ情報を提供すべきである。	3	自治体における廃家電処理とそのコストについては、不法投棄処理も含め、第5回・第12回会合において報告され、議論されたと考えておりますが、ご意見につきましては今後制度を評価する場合の参考にさせていただきます。
「一定程度」と「大幅に」(ニカ所)を具体的に数値で記載すべきである。	1	具体的な数値を測定することは困難であると考えておりますが、ご意見につきましては今後制度を評価する場合の参考にさせていただきます。
法施行による社会的費用・便益の評価にあたっては、公的資金の投入(メーカー等のリサイクルシステム構築に国が要した費用)を算入した上で分析を行うべきである。	1	ご意見につきましては今後制度を評価する場合の参考にさせていただきます。
見直しに要する費用と改善される金額換算を提示すべきである。	1	制度見直しについての費用効果については、金額換算を行うことが困難な部分もあると考えておりますが、ご意見につきましては、本報告書案を踏まえ、今後検討されるものと考えます。

## 第2章 リサイクルに要する費用の回収方式について

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
商品購入時にリサイクル料金を支払う「前払方式」を採用すべきである。	32	第2章に記述されている通り、着実に成果を上げている現在の施行状況を踏まえると、費用回収方式の変更を行うことなく、現行制度の改善のため、家電リサイクルルートへの適正排出促進のための措置や家電不法投棄対策等の個別課題解決のための措置を講じてまいりたいと考えております。 一方、【終わりに】においては、5年後を目途に制度の再検討を行う際、本とりまとめに位置づけられた各種施策が期待された効果を上げていない場合には、費用回収方式を含め制度の全体的な在り方についても制度検討を行うことが適当と記述されており、頂いたご意見は将来の検討の際の参考にさせていただきます。

<p>リサイクル費用回収方式について、家電の価格への内部化を実現すべきである。</p>	<p>3</p>	<p>第2章に記述されている通り、着実に成果を上げている現在の施行状況を踏まえ、費用回収方式の変更を行うことなく、現行制度の改善のため、家電リサイクルルートへの適正排出促進のための措置や家電不法投棄対策等の個別課題解決のための措置を講じてまいりたいと考えております。</p> <p>一方、【終わりに】においては、5年後を目途に制度の再検討を行う際、本とりまとめに位置づけられた各種施策が期待された効果を上げていない場合には、費用回収方式等を含め制度の全体的な在り方についても制度検討を行うことが適当と記述されており、頂いたご意見は将来の検討の際の参考にさせていただきます。</p>
<p>「内部化」は産業界が全体として処理責任を果たす義務が出てくるという考え方により、「受益と負担が一致しない」や「メーカーが倒産した場合」といったことは問題ではなくなる。家電全体で収支を見るべきで、将来のリサイクル費用の算定が困難という議論は妥当ではなく、処理費用は価格に内部化すべきである。</p>	<p>1</p>	<p>第2章に記述されている通り、着実に成果を上げている現在の施行状況を踏まえ、費用回収方式の変更を行うことなく、現行制度の改善のため、家電リサイクルルートへの適正排出促進のための措置や家電不法投棄対策等の個別課題解決のための措置を講じてまいりたいと考えております。</p> <p>一方、【終わりに】においては、5年後を目途に制度の再検討を行う際、本とりまとめに位置づけられた各種施策が期待された効果を上げていない場合には、費用回収方式等を含め制度の全体的な在り方についても制度検討を行うことが適当と記述されており、頂いたご意見は将来の検討の際の参考にさせていただきます。</p>
<p>デポジット制を早期に導入すべきである。</p>	<p>1</p>	<p>第2章に記述されている通り、着実に成果を上げている現在の施行状況を踏まえ、費用回収方式の変更を行うことなく、現行制度の改善のため、家電リサイクルルートへの適正排出促進のための措置や家電不法投棄対策等の個別課題解決のための措置を講じてまいりたいと考えております。</p> <p>一方、【終わりに】においては、5年後を目途に制度の再検討を行う際、本とりまとめに位置づけられた各種施策が期待された効果を上げていない場合には、費用回収方式等を含め制度の全体的な在り方についても制度検討を行うことが適当と記述されており、頂いたご意見は将来の検討の際の参考にさせていただきます。</p>
<p>デポジット制については、前払い(内部化)方式の強化として検討すべきである。「受益と負担」ではなく「税金類似」のように、料金の性格自体を見直すことは重要であり、オープンに議論すべきである。</p>	<p>1</p>	<p>報告書案【終わりに】においては、5年後を目途に制度の再検討を行う際、本とりまとめに位置づけられた各種施策が期待された効果を上げていない場合には、費用回収方式等を含め制度の全体的な在り方についても制度検討を行うことが適当と記述されており、頂いたご意見は将来の検討の際の参考にさせていただきます。</p>
<p>法的回収ルートからはずれる回収業者等による見えないフローをなくすために、下記を家電リサイクル法に導入すべきである。 (1)回収の費用は、製品購入時に支払う(前払い)、又は製品価格に含める(内部化) (2)購入者は、購入時に一定金額を預け(デポジット)、購入者(排出者)が法の仕組みにそって排出した場合には、デポジットが戻る仕組みとする。</p>	<p>2</p>	<p>第2章に記述されている通り、着実に成果を上げている現在の施行状況を踏まえ、費用回収方式の変更を行うことなく、現行制度の改善のため、家電リサイクルルートへの適正排出促進のための措置や家電不法投棄対策等の個別課題解決のための措置を講じてまいりたいと考えております。</p> <p>一方、【終わりに】においては、5年後を目途に制度の再検討を行う際、本とりまとめに位置づけられた各種施策が期待された効果を上げていない場合には、費用回収方式等を含め制度の全体的な在り方についても制度検討を行うことが適当と記述されており、頂いたご意見は将来の検討の際の参考にさせていただきます。</p>
<p>前払いにおいてメーカーが倒産した場合への対応について、リサイクルに要する費用は社会的なコストであると考え、社会全体で対応すべきである。</p>	<p>1</p>	<p>報告書案【終わりに】においては、5年後を目途に制度の再検討を行う際、本とりまとめに位置づけられた各種施策が期待された効果を上げていない場合には、費用回収方式等を含め制度の全体的な在り方についても制度検討を行うことが適当と記述されており、頂いたご意見は将来の検討の際の参考にさせていただきます。</p>
<p>リサイクルを実施する者は、家電リサイクル法第23条の認定を受けた製造業者等と指定法人に限定されているが、競争の原理を導入し、消費者の負担軽減を図るため、認定の対象者を拡大する仕組みを創設するとともに、創設された仕組みを前提としたリサイクル料金の前払い制を導入すべきである。</p>	<p>1</p>	<p>家電リサイクル法は、効率的に再商品化等を実施するため、特定家庭用機器の組成について最も多くの知見を有し、当該機器の設計や部品・原材料等の選択を行う製造業者等に再商品化等実施義務を課しています。このため、法第23条の認定申請を行うのは製造業者等となっていますが、製造業者等が他者に委託して再商品化を行う旨の認定を受けることも可能な仕組みとなっています。また、前払制の導入についての考えは前述のとおりです。</p>
<p>現行方式(後払い)により一定の成果が上がっている実態を踏まえ、現回収方式を継続すべきである。</p>	<p>1</p>	<p>報告書の内容に賛同する御意見として承ります。今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>排出者が排出時にその費用を支払うのが一番単純で明快な構図であることから、現行どおりの後払いになったのは評価されるべきである。</p>	<p>1</p>	<p>報告書の内容に賛同する御意見として承ります。今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>「後払い方式」継続は妥当。有効なリサイクルには費用がかかるという事を消費者が「後払い」でしっかり認識出来ることは大切。メーカーのリサイクルコストの透明化と抱き合わせとなっており妥当な方式選択。「価格内部化」のような形では消費者の認識が甘くなるだけでなく、コスト低減の為に肝心のリサイクルの質の低下を招くため、慎重な対応が必要。</p>	<p>1</p>	<p>報告書の内容に賛同する御意見として承ります。今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>購入時にリサイクル料金が支払い済みであればどうしても「修理して長く使う」という気持ちが薄れがちになってしまうことが考えられ、リサイクル料金は現行の「後払い」が正しい姿だと考える。</p>	<p>1</p>	<p>報告書の内容に賛同する御意見として承ります。今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>リサイクル費用の前払方式への移行が望ましいという意見があったが、現在の家電リサイクルは順調に推移しており、大きく変更するのは得策ではない。</p>	<p>1</p>	<p>報告書の内容に賛同する御意見として承ります。今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>

<p>後払いのメリットが大きいのであれば、その点をもっと分かりやすくアピールすべきである。</p>	1	<p>第2章において、前払方式と対比させつつ、排出時に支払う方式には排出抑制の効果が、家電の使用期間の長期化が図られている旨を記載しております。</p>
<p>P9の最後のパラグラフに、車検制度がある自動車と家電が違う主旨を明確に書くべきである。</p>	1	<p>報告書案第2章においては、家電を一台ごとに管理するシステムを導入することにより制度維持費用の大幅な増大につながり、消費者負担が増大するとの指摘について言及し、車検制度を活用した自動車リサイクル法と家電リサイクル法では状況が異なる旨が説明されております。</p>
<p>すべての廃棄物(家電品に限らず)がリサイクルの対象であってしるべきであり、すべての購入品に消費税のようにゴミ処理費を科すことが公平性を保つ唯一の方法と思う。すべての廃棄物のリサイクルについて国家が研究開発し、運用を率先して進めて行くことが望ましい。</p>	1	<p>家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書案の範囲を超える御意見ですが、紹介させていただきます。</p>

### 第3章 現行家電リサイクル制度の課題と解決の方向性

#### 1. 現行家電リサイクル制度の施行状況における課題

主要な意見の概要		意見に対する考え方
<p>メーカーはもとより量販店等のよりいっそうの努力を求めるべきである。</p>	4	<p>報告書案では、量販店を含む小売業者について、チェック体制強化を通じた引渡義務実施の適正化、買換時のみならず過去に販売した物も含めた円滑な引取りの促進、リユース品引取の促進等について、一層の取組を求めています。また、量販店について、引渡義務実施の適正化が特に重要である旨も記載しております。</p>
<p>課題(2)の「引渡義務違反の事例」については、「一部の家電量販店による」と書き加えるべきである。</p>	1	<p>引渡義務違反については、必ずしも家電量販店だけに限られるものではないと考えております。また、報告書の当該部分においては、「これらの中には、家電リサイクル法に基づく引渡義務違反の事例があり」と記述されており、全ての小売業者が違反を行っているわけではないという観点からは、ご意見の趣旨に合致した記述になっていると考えます。</p>
<p>P11の図表6の料金表にある金額には消費税が含まれていないので、注記としてその旨を書くべきである。</p>	1	<p>図表6は、再商品化等料金そのものの推移を示すための表であり、消費税の表記は特段必要ないと考えております。</p>
<p>2011年に向けて大量に排出されるブラウン管式テレビの円滑な処理対策は重要であり、その対策等を講ずる道筋について、別に項目を起こして記述すべきである。</p>	1	<p>第7回合同会合資料2において、(社)電子情報技術産業協会から、2011年に向けたブラウン管式テレビの排出増予測に対し、処理能力の増強により対応する旨の報告がなされています。また、報告書案第4章1.(1)においては、ブラウン管式テレビの排出増のおそれが考えられることから、消費者の適正排出を妨げることのないよう、メーカーが再商品化等料金の低減化について一層検討すべきこととされております。</p>
<p>アナログ停波に関する課題は、家電リサイクル法の存在意義をも問われかねない危機であることから、国が先頭に立ち対策を立てるべきである。その際、大量の排出について共有のバッファ倉庫のようなものを運営したり、滞留に際しては廃棄物処理法の期限を超えた保管を認めるよう速やかな大臣認定をすべきである。</p>	1	<p>第7回合同会合資料2において、(社)電子情報技術産業協会から、2011年に向けたブラウン管式テレビの排出増予測に対し、処理能力の増強により対応する旨の報告がなされています。また、報告書案第4章1.(1)においては、ブラウン管式テレビの排出増のおそれが考えられることから、消費者の適正排出を妨げることのないよう、メーカーが再商品化等料金の低減化について一層検討すべきこととされております。国としても、昨年9月から「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」を開催し、関係省庁が連携して対策に取り組んでいるところです。</p>
<p>2011年アナログ放送終了問題は一般消費者にその対応(購入・排出予定)のアンケート調査を行うことで、ある程度正確なアナログテレビの排出予測が可能になる。</p>	1	<p>第7回合同会合資料2において、2011年前後のブラウン管式テレビの排出可能性の考察がなされています。</p>
<p>放送システムの切替えにより排出される大量の廃棄テレビが全量をリサイクルされるよう、次の点を法改正に反映させるべき。 ・不法投棄防止対策を行うこと。また、自治体が回収した不法投棄については企業が無料で引き取ること。 ・買換えによる廃棄テレビは、直接埋立てすることなく、保管しながら全量、リサイクルルートを通じて処理されること。</p>	1	<p>報告書案第4章3.(1)においては、不法投棄対策に積極的な市町村に対し、メーカー等が、不法投棄の監視や処理について資金面も含め協力する体制を構築することが必要とされています。また、第7回合同会合資料2において、(社)電子情報技術産業協会から、2011年に向けたブラウン管式テレビの排出増予測に対し、処理能力の増強により対応する旨の報告がなされています。</p>
<p>一番重要である見えないフローについての記述と根本的な改善が見当たらない。見えないフローの不適正な部分を是非クリアにするとともに、それに対する法規制等が最優先課題。</p>	1	<p>報告書案においては、メーカー引取以外の排出家電に関して、循環基本法上リユースはリサイクルよりも優先されるべきであり適正なリユースは引き続き推進されるべきこと、リユースされない排出家電については質の高いリサイクルが実施されているメーカープラントによるリサイクルを促進することが望ましいこと、そのため消費者の適正排出の促進と小売業者の適正引渡の確保の措置を講ずべきこと、不法投棄対策について関係者間協力体制を構築すべきこと、廃棄物処理法やバーゼル法を厳正に運用すべきこと等が記載されています。</p>
<p>新しい取組みによって社会全体のコストが増加するのであれば本末転倒。そのコスト増加を抑える為にメーカーに負担をおしければ済むという問題ではない。</p>	1	<p>報告書案に盛り込まれている措置の中には、新規品目追加に伴う再商品化等料金など、一部コスト増を伴うものがありますが、再資源化と廃棄物の減量等により、それを上回る便益が得られるものと考えております。</p>
<p>メーカーが責任を負う対象を、「引き渡された家電」のみから廃家電全体に拡大し、回収の責任もメーカーに変更すべきである。</p>	1	<p>小売業者による買換時の引取慣行を利用して効率的に回収体制を構築するため、家電リサイクル法においては小売業者が廃家電の引取・引渡の役割を担っています。報告書案は、関係者がその役割を果たすことを前提としつつ、より良い家電リサイクル制度を目指し、積極的に連携協働することが重要という考え方をとっています。</p>

自治体は家電リサイクル法の関係者としてもっと前向きに家電リサイクルに取り組むべきである。	2	報告書案は、義務外品の回収体制の構築、料金支払等に係る普及啓発、不法投棄対策の推進、廃棄物処理法の厳正な運用等に関して、市町村により一層の取組を求めています。
今後さらに質の向上を目指しマテリアルリサイクルを進展させることを考えると、リサイクルフローの中に材料メーカーを責任を有するプレーヤーとして位置づける事を考慮すべき。	1	家電リサイクル法は、特定家庭用機器の組成について最も多くの知見を有し、当該機器の設計や部品・原材料等の選択を行う製造業者等に再商品化等実施義務を課すことにより、質の高いリサイクルを効率的に進めるという考え方をとっています。
フロン回収破壊法第38条の大气放出禁止規定の対象は、業務用冷凍・冷蔵機器、カーエアコンに冷媒として使用されているフロン類に限定されていることから、家電リサイクル法の対象品目に冷媒として使用されているフロン類の大气放出禁止についても検討すべきである。	1	特定家庭用機器に使用されているフロン類については、製造業者等に対して回収・破壊等を義務付け、基本方針においても小売業者を含めフロン類漏出防止の取組を求めるとともに、廃棄物処理法の処理基準においても特定家庭用機器についてフロン類の回収等を義務付けております。他法令に関するご意見は今回の報告書の内容と直接関係するご意見ではありませんが、紹介させていただきます。
地球温暖化対策等の観点をもっと全面に出して、更なる消費者への理解促進に向けた方策を検討すべきである。	2	家電リサイクル制度の普及啓発に当たっては、フロン類の回収破壊により地球温暖化対策に役立つ旨についても引き続き情報提供してまいります。

## 2. 課題解決に向けた施策の方向性

主要な意見の概要		意見に対する考え方
大量に排出されるブラウン管式テレビの円滑な処理を行うためには、行政中央官庁(総務省、経済産業省、環境省)の支援は必要不可欠であることから、「関係者間の基本的な役割分担」では中央官庁の役割も明記すべきである。	1	報告書案第3章2.の「関係者間の基本的な役割分担」は、実際に廃家電のフローに関わる者の基本的な役割分担について記載したものです。2011年に向けたブラウン管式テレビの排出増については、第7回合同会合資料2において、(社)電子情報技術産業協会から、処理能力の増強により対応する旨の報告がなされているとともに、国としても、昨年9月から「デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議」を開催し、関係省庁が連携して対策に取り組んでいるところであります。

## 第4章 個別課題への具体的な対策

### 1. 消費者にとっての透明性・受容性・利便性向上を通じた適正排出の促進

#### (1) 再商品化等費用に係る透明性の確保及び再商品化等料金の低減化

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
製造業者に対して廃家電の再商品化等に要した費用及びその内訳を報告・公表するよう求めるならば、まず、廃棄物量としてより多い建築廃棄物や容器包装廃棄物の処理業者に対しても処理費用の報告・公表を求めるべきである。	1	報告書案第4章1.(1)においては、家電リサイクル法ルートへの適正排出促進が課題となっているという現状認識を踏まえ、料金支払いに対する消費者の理解促進を通じ、家電リサイクル法ルートへの適正排出を促進するため、再商品化等費用の透明性確保が必要である旨記載されているものです。
報告書では現在のリサイクル費用が高すぎるとの先入観で議論されているように思われるが、家電リサイクル法施行以前は処理費用がかからない埋立てで処理されていたのに対して、現在はフロン類の適正処理等に新たに取り組んでいることから、ある程度費用がかさむのは当然であり、あるべき適正処理方法とともに処理費用の議論をすべきである。	1	報告書案第4章1.(1)において、「メーカーに再商品化等費用の実績とその内訳の定期的な報告・公表を求め、その適正性について透明な議論が行われるような仕組みとすること等により、再商品化等費用に係る透明性を確保していくことが必要である」と記述されています。頂いたご意見についても、今後この透明な議論の中で検討されるものと考えます。
再商品化料金については、割高感の強い冷蔵庫・冷凍庫の小型タイプを低減化すべきである。	1	報告書案第4章1.(1)において、「冷蔵庫・冷凍庫についてはリサイクル料金が比較的高額との指摘もあることから、消費者の適正排出を妨げるものがないよう、将来のコスト削減の可能性も含めて消費者に還元するなど、メーカーは再商品化等料金の低減化に一層検討すべきである」と記述されています。本報告書案を踏まえ、各メーカーにより、料金低減化が今後検討されるものと考えます。
消費者にリサイクルの重要性・必要性や、リサイクルにはお金がかかることをもっと周知徹底すべきである。	3	家電リサイクル法第3条に基づく基本方針等に従いながら、国等は引き続き家電リサイクルに関する消費者理解の促進に引き続き取り組んでまいります。
製造業者もリサイクル費用・料金を下げるよう努力すべきである。	2	費用削減・料金低減化に関しては、報告書案第4章1.(1)に記述されているところであります。本報告書案を踏まえ、各メーカーにより、料金低減化が今後検討されるものと考えます。
消費者への説明や情報提供は、メーカー・量販店、自治体がそれぞれ責任を共有し、丁寧に対応していくべきである。	4	家電リサイクル制度の円滑な実施には制度に対する消費者の理解が不可欠であると認識し、報告書案第4章の随所に消費者への情報提供について記述されているところです。引き続き家電リサイクル法第3条に基づく基本方針等に従いながら、国等家電リサイクル制度に関わる者は、協力して、家電リサイクルに関する消費者への説明・情報提供に努めることが必要であると考えています。
メーカーが赤字を出してでも将来のコストダウンを先取りして料金を引き下げれば、過去の販売実績が大きいメーカーの負担が大きくなり、新興メーカーと比較して「市場における不公平」が発生することから、EUのWEEEにおける「メーカーは現在の市場占有率に比例してリサイクル義務を負う」という原則と実態との比較評価を踏まえ、審議会でも議論すべきである。	1	「将来のコスト削減の可能性も含めて消費者に還元する」との記述は再商品化等料金の低減化に際しての考え方の一例を記したものです。本報告書案を踏まえ、各メーカーにより、料金低減化が今後検討されるものと考えます。

<p>リサイクル料金がどのように使われ、どのように処理されているのか、金銭面での公表をすべきである。</p>	<p>3 費用の透明化に関しては、第4章1. (1)【再商品化等費用の透明化と消費者への情報提供】において記述されているところであり、今後その具体化について検討してまいります。</p>
<p>4品目のリサイクル費用の実績に加え、追加品目のリサイクル料金の設定根拠やリサイクルされた資源の行方を明らかにするなど、リサイクルの実態について積極的に情報を公表するよう、メーカーを指導すべきである。</p>	<p>1 家電リサイクル制度の円滑な実施には制度に対する消費者の理解が不可欠であると認識し、報告書第4章の随所に消費者への情報提供について記述されているところです。引き続き家電リサイクル法第3条に基づく基本方針等に従いながら、国等家電リサイクル制度に関わる者は、協力して、家電リサイクルに関する消費者への説明・情報提供に努めることが必要であると考えています。</p>
<p>メーカーが取り組んだ環境配慮設計の情報を公開するよう、メーカーを指導すべきである。</p>	<p>1 家電リサイクル制度の円滑な実施には制度に対する消費者の理解が不可欠であると認識し、報告書第4章の随所に消費者への情報提供について記述されているところです。引き続き家電リサイクル法第3条に基づく基本方針等に従いながら、国等家電リサイクル制度に関わる者は、協力して、家電リサイクルに関する消費者への説明・情報提供に努めることが必要であると考えています。</p>
<p>環境配慮設計等による再商品化等費用低減の促進とあるが、環境配慮設計を促進することより、複写機等のように、再利用するために分解が容易で各部品の組立に金属ネジ等を使用しないなど、ハード面においても促進を図るべきである。また、リサイクル率が一定の水準にあれば、優遇税制措置等もさらに考慮し、行政も積極的に支援すべきである。</p>	<p>1 ご指摘の工夫は環境配慮設計の一つとも考えられますところ、頂いたご意見は今後の施策検討の参考にさせていただきます。</p>
<p>現行の処理料金は、種類ごとに一律に料金が設定されているが、メーカーによる環境に配慮した製品開発への取り組みを進めるためには、料金体系を見直すべきである。</p>	<p>1 家電リサイクル法において再商品化等料金についてはメーカーが設定するものとされています。具体的な料金体系については、本報告書案を踏まえ、各メーカーにより、今後検討されるものと考えます。</p>
<p>リサイクル料金を安くするためには、コストに関連する自治体、小売業者、国といった主体すべてが低減に向けてそれぞれの立場で一緒に取り組むべきである。</p>	<p>1 関係者が連携協働することの重要性は第3章2. に記述されています。ご意見のとおり、今後それぞれによる具体的な取組が重要であると考えています。</p>
<p>リサイクル料金については、「料金水準」と「リサイクル率(質)」に加えて「環境負荷の最も少ないリサイクル方法」の3つの視点からの最適値でリサイクル料金の納得性を国民に求めていくべきである。</p>	<p>1 報告書第4章1. (1)において、「メーカーに再商品化等費用の実績とその内訳の定期的な報告・公表を求め、その適正性について透明な議論が行われるような仕組みとすること等により、再商品化等費用に係る透明性を確保していくことが必要である」と記述されています。今後この具体的な仕組みを構築していく中で、頂いたご意見についても検討されるものと考えます。</p>
<p>家電メーカーのリサイクル料金の低減化と併せて、その費用内容の説明についてもきっちりとした対応を行うべきである。</p>	<p>1 報告書第4章1. (1)において、「メーカーに再商品化等費用の実績とその内訳の定期的な報告・公表を求め、その適正性について透明な議論が行われるような仕組みとすること等により、再商品化等費用に係る透明性を確保していくことが必要である」と記述されています。今後この具体的な仕組みを構築していく中で、頂いたご意見についても検討されるものと考えます。</p>
<p>処理費用については、適正金額・適正処理・適正な再商品化費用などの透明化が前提であり、メーカーのリサイクル技術に関する詳細な情報も併せて消費者に周知し、消費者が納得してその費用を支払うような普及・啓発の方策を検討すべきである。</p>	<p>1 報告書第4章1. (1)において、「メーカーに再商品化等費用の実績とその内訳の定期的な報告・公表を求め、その適正性について透明な議論が行われるような仕組みとすること等により、再商品化等費用に係る透明性を確保していくことが必要である」と記述されています。今後この具体的な仕組みを構築していく中で、頂いたご意見についても検討されるものと考えます。</p>
<p>リサイクルに要した費用とその内訳の定期的な公表によって透明化を図り、リサイクル料金の低減につながるものにすべきである。</p>	<p>1 報告書第4章1. (1)において、「メーカーに再商品化等費用の実績とその内訳の定期的な報告・公表を求め、その適正性について透明な議論が行われるような仕組みとすること等により、再商品化等費用に係る透明性を確保していくことが必要である」と記述されています。今後この具体的な仕組みを構築していく中で、頂いたご意見についても検討されるものと考えます。</p>
<p>家電リサイクル制度自体が、消費者にとって分かりにくいものとなっていることから、家電メーカー、量販店、自治体は、リサイクルの流れなどについて、消費者が納得できるような資料を提供すべきである。</p>	<p>1 家電リサイクル制度の円滑な実施には制度に対する消費者の理解が不可欠であると認識し、報告書第4章の随所に消費者への情報提供について記述されているところです。引き続き家電リサイクル法第3条に基づく基本方針等に従いながら、国等家電リサイクル制度に関わる者は、協力して、家電リサイクルに関する消費者への説明・情報提供に努めることが必要であると考えています。</p>
<p>15頁8行目以降を以下のとおり修正すべきである。 「メーカーに【再商品化等で得られた売却益を含め】再商品化等費用の実績とその内訳の定期的な報告・公表を【義務化】し、その適正性について透明な議論が行われるような仕組みとすること等により、」 また、24頁別紙1の費用計と収支の間に「再商品化等売却益」欄を設けるべきである。</p>	<p>1 再商品化等費用の定期的な報告・公表を義務的なものとするか否かに関わらず、適切な費用の内訳がメーカーから報告され、透明な議論が行われることにより消費者理解が促進されることが最も必要なことであり、その重要性を示している現在の記述は適切であると考えております。いずれにせよ、公表の仕組みを義務的なものとするか否かについては、今後メーカーにその定期的な報告・公表を求めていく中で、検討されるものと考えています。 また、再商品化等費用については、ご指摘の「再商品化等売却益」も考慮に入れた上で議論されてきたものと考えておりますが、具体的な公表の方法については、頂いたご意見も参考にしながら、今後検討が進められるものと考えております。</p>
<p>再商品化等料金の低減を検討するに当たっては、平成19年4月に実施されたエアコンの値下げにより排出の促進につながったかどうかを先に検証すべきである。</p>	<p>1 現時点では平成19年度のメーカーリサイクル実績が判明していないため、エアコン値下げの評価検証は困難と考えております。このため頂いたご意見につきましては今後制度を評価する場合の参考にさせていただきます。いずれにせよ、具体的な料金低減については、本報告書案を踏まえ、各メーカーにより、今後検討されるものと考えます。</p>
<p>家電リサイクルに関する「消費者意識調査」が必要。その結果を年代別、性別、リサイクルの経験の有無で分析し、数年分の調査結果からトレンド分析を行うべき。</p>	<p>1 消費者の意識調査については、第8回合同会合の資料2において報告されています。また、家電リサイクル制度の円滑な実施には制度に対する消費者の理解が不可欠であると認識し、報告書第4章の随所に消費者への情報提供について記述されているところです。引き続き家電リサイクル法第3条に基づく基本方針等に従いながら、国等家電リサイクル制度に関わる者は、協力して、家電リサイクルに関する消費者への説明・情報提供に努めることが必要であると考えています。いずれにせよ、頂いたご意見は今後の施策評価の参考とさせていただきます。</p>

再商品化等料金の低減化については不法投棄対策となる料金変更が必要。	1	報告書案第4章1.(1)に【消費者の適正排出促進のための料金低減の検討】について記述されているところです。具体的な料金低減については、本報告書案を踏まえ、各メーカーにより、今後検討されるものと考えます。
小売業者、製造業者等に負荷を増やしているのに排出者、自治体になんら具体的な対策が示されていないのは、公正・公平の観点から疑問があり、不公平。	1	報告書案第3章2.において「関係者の基本的な役割分担に基づき、各々がその役割を果たすことを前提としつつも、より良い家電リサイクル制度を目指して、関係者が、「共に創る」という考えの下、互いに手を差し伸べ合い積極的に連携協働することが重要である」と記述されています。ここでは、排出者、自治体の役割についても記述されており、また、第4章3.(1)にはさらに自治体が行うべき方策についても記述もありません。このように関係者の役割等について十分な議論が行われたものと考えています。
リサイクル料金を下げ、その分メーカーが負担し、製品価格が上がるようなら本末転倒。より適正な費用を透明性をもって消費者から受け取ることが本来の主旨にかなう。	1	費用の透明化に関しては、第4章1.(1)【再商品化等費用の透明化と消費者への情報提供】において記述されているところであり、今後その具体化について検討してまいります。頂いたご意見はその際の参考とさせていただきます。

(2) 消費者の小売業者等への排出利便性の向上

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
買換えでなく単に廃家電品を排出する場合に小売業者への引渡しが行われるよう、消費者を啓蒙するための施策を強力に推し進めるべきである。	1	報告書案第4章1.(2)においては、小売業者は買換時のみならず自らが過去に販売した家電についても一層円滑な引取りに努めるべき、国、市町村、指定法人、小売業者等は消費者に必要な情報を提供すること等により消費者理解の向上に努めるべきとされています。
小売業者は、過去に他の小売業者が販売した廃家電についても引き取るべきである。	1	家電リサイクル法は、買換時の引取償行等を活用して効率的に回収を行うため一定の場合について小売業者に引取りを義務付けていますが、その者が直接関与していない物についてまで引取りを義務付けることは、小売業者に過重な義務を課すことになるため、適当でないと考えます。
小売業者にとって回収のために配送車を動かすことは何らメリットがなく、温室効果ガスの排出につながるため、買換時以外については小売業者の義務を外し、むしろ身近な自治体が回収することを義務付けるべきである。	1	家電リサイクル法は、小売業者が過去に自ら小売販売した特定家庭用機器について引取りを義務付けることが、廃家電のリサイクルを進める上で最も効率的であり、かつ小売業者にとっても過重な義務ではないという考えから、そうした場合についても小売業者に引取りを義務付けています。
本当にリユースされるのならむしろ優先すべきだが、本当にそうなのか？我々国民は家電リサイクルと回収業者のどちらに引き渡すのが正しいのか？	1	報告書案第4章4.(1)で、「循環型社会形成推進基本法において、リユースは、環境への負荷の低減にとって有効と認められるときは、リサイクルより優先されるべきと定められており、リユース流通が適正な場合にはその促進を行うべき定められている」と整理しているところです。消費者から回収業者への引渡については、報告書案第1章1.にある通り、主としてリユース品として引き取られ、販売されていると推計されています。一方、廃棄物処理法違反により刑事処分を受けた例が存在することから、家電回収業者が廃棄物処理法に違反した場合には、引き続き自治体が厳正に対処すべきと考えております。一方、家電リサイクル法に基づく小売業者の引取については、報告書案第4章1.(2)、2.(1)にあるように、小売業者の引取・引渡に関するチェック体制強化やリサイクル・リユースの仕分けガイドラインの策定等により、小売業者の適正なリユース品引取りを促進してまいりたいと考えております。
原則としてすべての自治体が廃家電を引き取ることとし、それがどうしてもできない自治体においては、HP又は電話にて引き取る小売店、料金、連絡先、定休日を公示若しくは案内すべきである。	1	報告書案第4章1.(2)においては、小売業者に引取義務が課せられていない排出家電(義務外品)の回収体制が構築されていない場合について、市町村は関係者と一体となり、地域の実情に応じた義務外品の回収体制を早急に構築することが必要とされています。
自治体としてもすべてメーカー任せにせず、自ら収集運搬システムを構築すべきである。	1	報告書案第4章1.(2)においては、義務外品の回収体制が構築されていない場合について、市町村は関係者と一体となり、地域の実情に応じた義務外品の回収体制を早急に構築することが必要とされています。
メーカーに引き渡される廃家電の台数を増加させ、リサイクル料金の低減化を進めるために、特に自治体は義務外品の回収システムを強化すべきである。	3	報告書案第4章1.(2)においては、義務外品の回収体制が構築されていない場合について、市町村は関係者と一体となり、地域の実情に応じた義務外品の回収体制を早急に構築することが必要とされています。
不法投棄防止の観点からも、義務外品については自治体が主体的にルール(料金システム)を定め、義務外品の収集・運搬ルート構築し積極的に取り組むべきである。	5	報告書案第4章1.(2)においては、義務外品の回収体制が構築されていない場合について、市町村は関係者と一体となり、地域の実情に応じた義務外品の回収体制を早急に構築することが必要とされています。
義務外品については、市町村が中心的な役割を果たすことが重要であり、今まで何をしてきたのか。小売業者等地域の関係者の協力を得ることは重要ですが、あくまで市町村が中心となって行動し、地域住民の利便性向上に寄与していただきたい。	1	報告書案第4章1.(2)においては、義務外品の回収体制が構築されていない場合について、市町村は関係者と一体となり、地域の実情に応じた義務外品の回収体制を早急に構築することが必要とされています。
一般廃棄物の統括的な処理責任を有する市町村は、自らが義務外品の回収体制を構築し、住民サービス向上のために積極的に役割を果たすべきである。	1	報告書案の内容に賛同する御意見として承ります。今後の施策検討の参考とさせていただきます。
市町村が義務外品の回収体制を構築するためには、収集運搬の担い手の拡大が必要不可欠であり、収集運搬に係る手続きが緩和されるよう制度改正を図るべきである。	1	一般廃棄物の収集運搬業の許可等を行う主体は市町村であり、市町村が一般廃棄物処理計画を踏まえ適切に判断するものと考えます。
義務外品の回収体制構築には、回収量に応じて国からの一定の財政支援をすべきである。	1	一般廃棄物の処理について統括的な責任を有しているのは市町村であることから、義務外品の回収体制については、それぞれの市町村が地域の関係者と一体となって地域の実情に応じて構築するものであり、国から財政支援を行うことは予定していません。
義務外品の対応については、小売業者や収集運搬業者のみに限定せずに、市町村の粗大ごみ申告有料制収集のシステムを活用すべきである。	3	義務外品の回収については、市町村の判断により、自ら粗大ごみとして収集することも含め、地域の実情に応じた回収体制の構築がなされる必要があると考えます。



義務外品については、家電メーカーと各自治体が協力して、市町村の粗大ごみ回収ルートを活用するなどの回収システムを確立すべきである。	1	報告書第4章1.(2)においては、義務外品の回収体制が構築されていない場合について、市町村は関係者と一体となり、地域の実情に応じた義務外品の回収体制を早急に構築することが必要とされています。
義務外品については、回収体制を構築するだけでなく利用可能なシステムを実現していくため、消費者の立場に立った料金水準にするとともに、住民に義務外品の排出方法を周知すべきである。	1	報告書第4章1.(2)においては、義務外品の回収体制が構築されていない場合について、市町村は関係者と一体となり、地域の実情に応じた義務外品の回収体制を早急に構築するとともに、義務外品の回収システムの周知が十分でない市町村は、地域の関係者の協力も得ながら、住民に周知徹底することが必要と記載されています。
義務外品の対応についての回収体制構築や住民への啓発を怠っていた自治体が多いということは違法行為に匹敵する自治体の怠慢。これが原因となった不法投棄も十分考えられる。主務官庁は徹底指導すべき。	1	報告書第4章1.(2)においては、義務外品の回収体制が構築されていない場合について、市町村は関係者と一体となり、地域の実情に応じた義務外品の回収体制を早急に構築するとともに、義務外品の回収システムの周知が十分でない市町村は、地域の関係者の協力も得ながら、住民に周知徹底することが必要と記載されています。
義務外品の回収体制がない自治体の対応も、真剣に取り組むべき。家電4品は無関係との意識がある自治体担当者への継続的な啓発が必要。	1	報告書第4章1.(2)においては、義務外品の回収体制が構築されていない場合について、市町村は関係者と一体となり、地域の実情に応じた義務外品の回収体制を早急に構築することが必要とされています。
義務外品については自治体での対応が求められる。	1	報告書第4章1.(2)においては、義務外品の回収体制が構築されていない場合について、市町村は関係者と一体となり、地域の実情に応じた義務外品の回収体制を早急に構築することが必要とされています。
各市町村の「広報」、「ごみの出し方の案内チラシ」、「ホームページ」等に義務外品の排出方法を記載し、消費者への啓発をお願いしたい。定期的に対応状況を市町村が自らがチェックし改善していただきたい。	1	報告書第4章1.(2)においては、義務外品の回収体制の周知が十分でない市町村は、地域の関係者の協力も得ながら、住民に継続的に周知徹底することが必要と記載されています。
市町村のホームページでの排出方法についての周知徹底を図るには、わかりやすく統一した内容(必須項目設定)で記載するよう明記をしていただきたい。市民からの問い合わせに対し、すぐ扱っていませんとの回答がある。統一したQ&Aの作成とか窓口の専任化等をおりこんでいただきたい。	1	今後報告書案に盛り込まれた措置を具体化していく中で参考とさせていただきます。
排出者の利便を考えて、すべての市町村において義務外品の回収体制を構築し、排出する人に請求する収集運搬料金について低減化を図っていただきたい。	1	報告書第4章1.(2)においては、義務外品の回収体制が構築されていない場合について、市町村は関係者と一体となり、地域の実情に応じた義務外品の回収体制を早急に構築することが必要とされています。また、報告書第4章2.(2)においては、現在、A・B2グループに分かれている指定引取場所について共有化を早期に実現すべきことも記載されており、これは収集運搬料金の低減化に資するものと考えています。
収集運搬費用を抑え、わかりやすい方法にするため市町村が義務外品の回収(もちろん正規のリサイクル料と粗大ごみ回収と同程度の運搬費用を回収して)を行うか、処理方法を案内するサービスを行ってほしい。また、何時までどのように行うかの具体的な記載がないので、より明確にしてほしい。	1	報告書第4章1.(2)においては、義務外品の回収体制が構築されていない場合について、市町村は関係者と一体となり、地域の実情に応じた義務外品の回収体制を早急に構築するとともに、義務外品の回収システムの周知が十分でない市町村は、地域の関係者の協力も得ながら、住民に周知徹底することが必要と記載されています。具体的な方法については、地域の実情に応じて取組がなされるものと考えています。
自治体の役割への改善がほとんど見られない。消費者としては、義務外品の容易な廃棄は自治体に依頼するのが一番便利で明解。ドイツのように消費者が自治体の集積場に廃家電を運べばいつでも受け入れてくれるような環境がほしいし、適正排出に繋がる。自治体の役割をもっと前向きに見直して頂きたい。	1	家電リサイクル法は、小売業者の引取償行等を活用し、義務品について小売業者が家庭まで出向いて引き取ることにより、消費者にとって利便性が高く効率的な回収システムを構築しているものです。また、義務外品については、報告書第4章1.(2)において、義務外品の回収体制が構築されていない場合について、市町村は関係者と一体となり、地域の実情に応じた義務外品の回収体制を早急に構築することが必要とされています。

(3) 小売業者の請求する収集運搬料金の消費者理解向上及び低減化

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
収集運搬料金に関する一層の普及啓発を行うとともに、収集運搬料金の公表や管理票(家電リサイクル券)の交付などの関係者の責務について、さらに周知徹底を図るべきである。	1	引き続き家電リサイクル法第3条に基づく基本方針等に従いながら、国等家電リサイクル制度に関わる者は、協力して、家電リサイクルに関する消費者への説明・情報提供に努めるとともに、国は、同法第15条等に基づき、小売業者等関係者を適切に指導してまいります。
そもそも現行法では、小売業者はメーカーから代行手数料もなしに再商品化等費用の徴収を代行し、その上で自らの収集費用を請求しなくてはならないことが問題であることから、メーカーが再商品化費用に加え、平均的な収集費用をも上乗せして製品価格に内部化して販売し、小売店は消費者から無料で回収し、メーカーに廃家電を引き渡した時点で収集費用を受け取る制度にすべきである。	1	費用の回収方式については、第2章に記載したとおり、着実に成果を上げている現在の施行状況を踏まえると、現行の費用回収方式を維持することが適当であると判断しております。

2. 小売業者が引き取った排出家電のメーカーへの円滑かつ適正な引渡しの確保

(1) 小売業者が引き取った廃家電の適正な引渡しの徹底

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
大量販法人を始めとする小売業者の引渡義務違反に対しては厳正な法的措置をとるとともに、罰則規定の検討も盛り込むべきである。	4	小売業者の義務違反に関する法的措置や罰則規定については、現行法においても第14条、第16条及び第58条～第62条に規定されています。こうした違反行為に関しては、引き続き厳正な取締りを行ってまいります。
小売業者の引取り・引渡しに関するチェック体制を強化するのであれば、過去の違反企業のほか、一定の排出量を設定してそれに該当する規模の企業をその対象とすべきである。	1	小売業者による廃家電の引取り・引渡しに関するチェック体制の強化の具体的な方策については、本報告書案を踏まえ、今後検討してまいります。頂いたご意見についてはその際の参考とさせていただきます。

<p>小売業者に対してリサイクル・リユース仕分けガイドラインに基づく仕分けを求めるのであれば、中古品販売業者及び家電回収業者を含めた事業者を対象として、排出家電の適正処理に違反した場合には厳格に処罰すべきである。</p>	<p>現在においても、家電リサイクル制度の対象4品目を小売りする中古販売業者等は、家電リサイクル法の小売業者として扱われます。その他の事業者については、廃棄物処理法違反に対し厳正に対処するべきであると第4章4(2)に記述されています。</p>
<p>適正なリユースの促進について、エネルギー効率の改善などが見込まれないような製品や短期使用ニーズにおいてのみ価値が見込まれそうなリユースについても推進を求めるのであれば、消費者へ所有権が移転する家電4品目の販売自体を禁止し、リースだけを認める社会制度に変更すべきである。</p>	<p>適正なリユースの促進の具体化にあたっては、引き続き関係者の御意見を踏まえ検討されるものと考えます。ご意見のリース社会制度については、中長期的な考えとして第4章5.(3)に記述されておりますが、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>大手小売店から指定引取場所への回収と引渡し状況を公開すべきである。</p>	<p>小売業者の引取り・引渡しの透明化に関しては、本報告書第4章2.(1)の記述を踏まえ、関係者も含めて今後検討してまいります。</p>
<p>消費者から引き取った廃家電を適切なルートに引き渡していない小売業者に対する取締りを厳しくすべきである。</p>	<p>小売業者による廃家電の引取り・引渡しに関するチェック体制の強化の具体的な方策については、本報告書を踏まえ、今後検討してまいります。また、小売業者の義務違反に関する法的措置や罰則規定については、現行法においても第14条、第16条及び第58条～第62条に規定されています。こうした違反行為に関しては、引き続き厳正な取締りを行ってまいります。</p>
<p>小売店に引き渡す際、リユースできる場合には買い取りができる仕組みを作るべきである。</p>	<p>家電リサイクル法第10条に基づき、小売業者は、引き取った廃家電をリユースする場合にはこれをメーカーに引き渡す必要はありません。またリユースする場合には、小売業者は同法第11条及び第12条により収集運搬料金やメーカーが公表した再商品化等料金を消費者に請求できません。このように家電リサイクル法の規定は廃家電のリユースに配慮したものとなっています。なお、排出される家電の小売業者による買取については、家電リサイクル法の問題ではなく、古物営業法の問題であり、また排出者と小売業者による私契約の問題であると考えます。</p>
<p>一定の安全性、機能性の確認により中古品に対して一定の評価を示すガイドラインについては、小売業者だけでなく、消費者にも内容を周知して中古品と称する廃棄物の押し付けが生まれないように広く周知すべきである。</p>	<p>適正なリユースの促進に関する基本的な考え方については、本報告書別紙2に記述されておりますが、この具体化にあたっては、関係者の意見を踏まえつつ、今後検討してまいります。頂いたご意見については、その際の参考にさせていただきます。</p>
<p>使用済み電子電気機器のリユース(中古品)基準を作成して基準を満たすもののみ中古品として認定し、基準を満たさないものは全て廃棄物と定義すべきである。</p>	<p>適正なリユースの促進に関する基本的な考え方については、本報告書別紙2に記述されておりますが、この具体化にあたっては、関係者の意見を踏まえつつ、今後検討してまいります。頂いたご意見については、その際の参考にさせていただきます。</p>
<p>問題が起こってから立入検査をする体制ではなく、問題を起さない事前チェック体制を更に強化すべきである。</p>	<p>現在においても、違反事例が起こった事後だけでなく、定期的に小売業者等への立入検査を行っているところです。さらに、第4章2.(1)【小売業者の引取り・引渡しに関するチェック体制強化】において、事前のチェック体制の強化について記述されています。</p>
<p>17頁20行目以降を以下のとおり修正すべきである。 「消費者から引き取ったすべての排出家電について、その引渡し先やリユース取扱の基準などの記録【及び定期的な】報告を【義務化】し、その適正性について透明な議論が行われるような仕組みとするなど」</p>	<p>小売業者の引取り・引渡しに関する報告・公表を義務的なものとするか否か、定期的なものとするか否かに関わらず、引き取り・引き渡しの内容が小売業者から適切に報告され、透明な議論が行われることにより消費者理解が促進されることが最も重要なことであり、その重要性を示している現在の記述は適切であると考えております。いずれにせよ、公表の仕組みを義務的なものとするか否かについて、また、これを定期的なものにするか否かについては、今後小売業者に報告・公表を求めていく中で、頂いたご意見も参考にしながら、検討されるものと考えています。</p>
<p>小売業者に対する引取り・引渡しのチェック体制強化については、法律での義務化に拘らず、早期に実行に移すべきである。</p>	<p>小売業者の引取り・引渡しに関するチェック体制強化については、今後早急に検討・実施していく必要があると考えています。</p>
<p>小売業者の関与の下で行われた「見えない流れ」の対策は、効果があるものになるよう関係当局の努力を期待する。</p>	<p>小売業者の引取り・引渡しに関するチェック体制強化については、今後早急に検討・実施していく必要があると考えています。</p>
<p>見えないフローについて、排出台数予測のベースとなる一般消費者への排出、購入実態調査が必要。海外輸出について現状は輸出統計から推計するしかないのでは？</p>	<p>報告書案【終わりに】において、家電リサイクル法ルート以外のルートにおける処理の状況などの排出家電のフローについて引き続き情報の把握に努める必要があると提言されています。これに従い、今後これを実現するために必要な具体的方策について検討してまいります。頂いたご意見はその際の参考にさせていただきます。</p>
<p>引渡し義務の徹底を推進し、メーカー以外に引渡す台数把握が進むこと、違法ルートが減少し適正に排出する台数が増加することを期待。</p>	<p>小売業者の引取り・引渡しに関するチェック体制強化については、今後早急に検討・実施していく必要があると考えています。また、家電リサイクル法ルート以外のルートにおける処理の状況などの排出家電のフローについて引き続き情報の把握に努めるべく必要な具体的方策について検討してまいります。</p>
<p>リユースの適正化を推進することを強調願いたい。買い手対応について報告書に記述すべきである。</p>	<p>小売業者の引取り・引渡しに関するチェック体制強化やリサイクル・リユースの仕分けガイドラインの策定等により適正なリユースを促進してまいります。なお、いわゆる買い手への対応につきましては、第4章4.(2)に「廃棄物処理法による規制の対象となるものであり、家電の回収業者等が不適正に廃家電の収集運搬・処分を行うことは重大な法違反である。小売業者による適切な回収の仕組みに影響を及ぼすおそれがあることも踏まえ、家電回収業者等が廃棄物処理法に違反した場合には、引き続き自治体が厳正に対処するべきである。」と記述されており、これを踏まえ適切に対応されるものと考えています。</p>
<p>小売業者には75%のものが収集されているので、どこにどう流れているのか、本当に適正なリサイクルがなされているのか、調査、公表をお願いする。</p>	<p>報告書案において、小売業者による廃家電の引取り・引渡しに関し、その適正性について透明な議論が行われるような仕組みとするなどチェック体制を強化する必要があると記述されています。その具体的な方策について今後検討してまいります。頂いたご意見についてはその際の参考にさせていただきます。</p>

複数の大手量販店の引渡義務違反は氷山の一角。当局はもっと厳重に取り締まるべき。	1	小売業者の義務違反に関する法的措置や罰則規定については、現行法においても第14条、第16条及び第58条～第62条に規定されています。こうした違反行為に関しては、引き続き厳正な取締りを行ってまいります。
不法投棄・中古利用を偽装した海外輸出に伴う環境問題と関連し、違法な行為を厳重に取り締まることを決意として前面に出してほしい。	1	違法行為の取締りに関しては、報告書第4章2.(1)及び4.(2)に記述されているところですが、本報告書案を踏まえ、適切に対応してまいります。
小売業者に、消費者から引き取った全ての排出家電について、リユース品としての引渡しの場合も含め、その引渡し先の記帳と報告の義務を負わせることを、更に具体的に制度化し、確実に運用されることを要望する。	1	小売業者の引取り・引渡しに関するチェック体制強化については、今後早急に検討・実施していく必要があると考えています。頂いたご意見については、その際の参考にさせていただきます。
古物商にも、引き取り台数と引渡し先及びその台数の記帳と報告の義務を課すべき。所轄官庁の域を超えた抜本的対策の実施をお願いしたい。本措置は政策評価のためには重要であり、時限措置であっても実施を要望する。	1	現在においても、家電リサイクル制度の対象4品目を小売りする中古販売業者等は、家電リサイクル法の小売業者として扱われ、新製品を販売する小売業者と同様の義務を課されています。小売業者の引取り・引き渡しの透明化の具体的方策やその範囲については、頂いたご意見を参考にしながら、関係者の意見を踏まえつつ、今後検討してまいります。
大型販売店では明らかにリユースとして引き取っている実態が十分あり、今さらリユースを促進する必要はない。重要なことは、リユース品引取りを促進することではなく、その実態の適正性を明確にすることであり、その実態に問題がある場合には、逆にリユースを規制することが求められるため、「小売業者によるリユース品引取りの促進」の項は削除すべき。	1	ご意見のとおり、廃家電のリユース引取りを行っている小売業者もいらっしゃいますが、第11回会合におけます資料2のとおり、小売業者のリユース引取りについて消費者に十分認知されるほど進んではいないと考えられます。消費者の利便性向上の観点から、小売業者によるリユース品引取りの促進は必要と考えます。循環型社会形成基本法においても「環境への負荷の低減にとって有効であると認められるときは、リサイクルよりも優先されるべき」と定められており、基本的にその促進を行うことは適当であると考えています。ただし、適正なリユースが促進されることが重要ですので、報告書案においては、リサイクル・リユース仕分けガイドラインの策定が併せて提言されており、ご意見の趣旨に合致するものと考えています。
中古品販売に関しては、ルールをしっかり作る必要がある。	1	中古品販売に関するルールについては、家電リサイクル制度とその趣旨が一致するものではないと考えられますが、リサイクル・リユース仕分けガイドラインの策定に際し、必要があれば検討されるものと考えます。
小売業者のリユース引取の意図的な促進について、議論を深めるべき。見えないフローとの議論とも関連することから、総合的に判断するべき。	1	小売業者の引取り・引渡し透明化、リサイクル・リユースの仕分けガイドラインの策定の具体化を関係者間で検討される中で、頂いた御意見の観点についても議論が深められるものと考えております。
量販店などで家電品が行方不明になるケースについて、事件であるという認識でしっかり取り締まってほしい。	1	小売業者による引渡義務違反については、引き続き厳正な取締りを行っていくとともに、小売業者の引取り・引渡しに関するチェック体制強化については、今後早急に検討・実施していく必要があると考えています。

(2)小売業者等の収集運搬に関する負担や不公平性の改善

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
ABグループを共有化するとともに、引取場所には「リサイクル券」を常備するよう改善すべきである。	1	A・B共有化については報告書案の内容に賛同する御意見として承ります。また、家電リサイクル券は、再商品化等料金の支払いを円滑にできるように作られたものであり、再商品化等料金の決済システムのある場所において適正に管理される必要があり、小売業者と郵便局において管理されることが適当と考えています。
指定引取場所の利便性の向上を図るべきである。	1	報告書第4章2.(2)においては、A・B共有化や営業日拡大・受付時間延長等の指定引取場所の運営改善を引き続き実施すべきであるとしており、頂いた御意見は、報告書の内容に賛同する御意見として承ります。
A/B共通化の追加コストは誰が負担するのか。家電リサイクルのビジョン、公共性に対する大枠の論議が必要。審議会は、利害関係者の調整及び役割分担を決める場としか写らない。もっとあるべき姿での議論が必要。	1	報告書第4章2.(2)においては、A・B共有化を求める一方で、指定引取場所の設置・維持費等が再商品化等料金に影響することを踏まえメーカーは効率的な再配置などの努力を併せて行うべきとしています。また、この報告書案は、関係者がそれぞれその基本的な役割を果たすことを前提としつつ、より良い家電リサイクル制度を目指し、互いに手を差し伸べあい積極的に連携協働することを基本的理念として、個々の課題解決のための措置を検討しております。
指定引取場所の共有化及び営業日拡大、受付時間の延長により、リサイクル料金が高くないよう配慮すべきである。	1	報告書第4章2.(2)においては、A・B共有化等を求める一方で、指定引取場所の設置・維持費等が再商品化等料金に影響することを踏まえ、メーカーは効率的な再配置などの努力を併せて行うべきとしています。
指定引取場所の共有化に関しては、A、Bのレベルに開きがあるので、低いレベルに合わせることはないよう、実態を調査した上で指導すべきである。	1	メーカーが今後報告書案に盛り込まれたA・B共有化を具体化するに際し検討することになると考えますが、御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。
小売業者等の収集運搬に関する負担や不公平性を改善するためには、A・B共有化よりも小売店の店頭回収システムを構築すべきである。	1	報告書第4章2.(2)においては、これまでの合同会合における議論を踏まえ、小売業者の引き取った廃家電の小売店店頭でのメーカーによる回収については、まずは指定引取場所のA・B共有化を実現し、その効果を評価した上で改めて検討することが適当とされています。
離島の問題は本来地方行政のアンバランスに起因する問題であるにもかかわらず、税金により解消するのではなく収集運搬コストをメーカーから助成させるのは、リサイクル費用を消費者に負担させる法の目的から逸脱していることから、離島での回収責務は当該自治体が負い、メーカー側収集拠点到り持ち込むべきである。	1	報告書案は、関係者がそれぞれ基本的役割分担を果たすことを前提としつつも、より良い家電リサイクル制度を目指し、積極的に連携協働することを基本的理念として作成されています。離島の収集運搬料金についても、この基本的理念に則り、自治体や小売業者等地域の関係者の自主努力により収集運搬の効率化が図られている場合について、メーカーが資金面も含めた協力を行うというものです。

離島問題については、困難な家電処理から解放され、負担軽減を享受した全国の自治体（ひいては国）が離島を救済すべきである。	1	報告書案は、関係者がそれぞれ基本的役割分担を果たすことを果たすことを前提としつつも、より良い家電リサイクル制度を目指し、積極的に連携協働することを基本的理念として作成されています。離島の収集運搬料金についても、この基本的理念に則り、自治体や小売業者等地域の関係者の自主努力により収集運搬の効率化が図られている場合について、メーカーが資金面も含めた協力を行うというものです。
離島地域に対するメーカー等の資金面も含めた協力について触れられたことは歓迎するが、海上輸送コストの問題は一時的な問題ではないので、時限措置ではなく恒久的措置として講じるべきである。	1	離島地域の収集運搬の改善については、その具体的な方策について今後関係者の意見も踏まえた検討がされるものと考えますが、頂いた御意見についてはその際の参考とさせていただきます。

### 3. 不法投棄対策の強化

#### (1) 自治体による不法投棄対策の推進とメーカー等による協力

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
不法投棄に関しては市町村も困っており、関係者間の協力体制構築は非常に良いこと。成果が上がることを期待。	1	報告書の内容に賛同する御意見として承ります。
メーカー等が各自治体に資金援助する取組を早急に行うべきである。	2	報告書の内容に賛同する御意見として承ります。
不法投棄対策は、やはり市町村が中心となつて行動することであり、他者に期待せず、これまで以上に積極的に取り組んでいただきたい。民間では費用対効果が非常に重視されるが、市町村でもこの資金を有効に活用いただき、大いに成果を上げていただきたい。	1	御指摘の点については、今後の取組の参考とさせていただきます。
不法投棄品の回収費用は当然不法投棄者に負担させるべきであることから、行政の責任として自治体ももっと力を入れて家電不法投棄を取り締まるべきである。	8	これまでも国と自治体等が連携して不法投棄対策の強化に取り組んできたところであり、今後ともより一層取り組んでまいります。
不法投棄対策への支援について、具体的な対策が示されておらず、税金や再商品化等料金の無駄遣いに終わることが予測されることから、家電1台当たり数千円の報償を伴う懸賞金・通報制度の導入などと呼びかけるべきである。	1	御指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。
法人・個人ともに不法投棄に対する罰則を厳しくし広く周知した上で、回収した罰金を不法投棄対策（処理含む）に補填すべきである。	1	不法投棄については、現段階においても厳しい罰則（個人：5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科、法人：1億円以下の罰金）が規定されていることから、これらについても一層周知を図ってまいりたいと考えております。罰金を不法投棄対策に補填することについては、今後の検討の参考とさせていただきます。
不法投棄を行った者が厳しく処罰され、不法投棄が撲滅されることを期待。	1	御意見に沿った取組を進めてまいりたいと考えております。
不法投棄対策に関する資金面も含めた関係者間協力体制の構築において、「廃家電の適正排出に係る普及啓発」だけでなく、「リサイクルの重要性に係る啓発」をもっと強調した表現にすべきである。	1	「廃家電の適正排出に係る普及啓発」には、リサイクルの重要性に係る啓発も含まれます。
不法投棄の議論については、まず精度の高い不法投棄全般のデータ分析に基づき、マクロ的視点で見て家電の不法投棄がどのレベルにあるか検討すべきである。	1	家電の不法投棄については、他の廃棄物の不法投棄に比べ高い割合で発生していると推計されることが第5回合同会合の資料2-3において示されています。
家電以外のものも含めた不法投棄全体の量を公表した上で、優先順位を付けていくべきである。	1	不法投棄された一般廃棄物のうち、撤去・処理費用の面から最も負担が大きいと市町村から多数の意見が寄せられたのが廃家電であることを踏まえたものです。
産業界は不法投棄原状回復基金により、撤去費用を既に負担していることから、それらを十分考慮して、二重払いとならないよう配慮すべきである。	1	不法投棄原状回復基金は産業廃棄物に関して都道府県等に対し資金の出えんを行うものですが、不法投棄家電はその多くが一般廃棄物であり、かつ、今回の協力は一般廃棄物処理に係る統括的責任を有する市町村に対するものです。
自治体との協力関係の中には小売業者を関係者として明記すべきである。	1	報告書案においては、不法投棄に対する関係者間の協力体制の構築について、市町村は、小売業者とも一体となって対策に取り組むべき旨が記載されています。
メーカーの行う支援は、生産者責任に基づくものであることを明確にするとともに、自治体が活用しやすい仕組みとし、都道府県、事務組合を含め全ての自治体の取り組みを助成対象とすべきである。	1	報告書案は、関係者がそれぞれ基本的役割分担を果たすことを果たすことを前提としつつも、より良い家電リサイクル制度を目指し、互いに手を差し伸べあい積極的に連携協働することを基本的理念として作成されています。その一環として、不法投棄対策に積極的な市町村にメーカー等が資金面も含めた協力するという考えです。また、廃家電の不法投棄未然防止対策も含めた協力体制であることから、対象を市町村としています。
リサイクルにかかる費用について支援する場合は、当該自治体が処理基準を満たした適正なりサイクルを行う場合は全て対象とすべきである。	1	廃家電不法投棄対策に関係者が協力して取り組む仕組みの具体化については、報告書別紙4のイメージに基づき、頂いたご意見も参考にしつつ、関係者の意見も踏まえ、今後検討されるものと考えます。
メーカーへの資金面の協力要請は限界があることから、当面は現状の後払い方式で、近い将来には環境目的税等によりしっかりとした財源を確保した上で、第三者機関が市町村を支援すべきである。	1	廃家電不法投棄対策に関係者が協力して取り組む仕組みの具体化については、報告書別紙4のイメージに基づき、頂いたご意見も参考にしつつ、関係者の意見も踏まえ、今後検討されるものと考えます。
今後、示された資金援助等の具体的な方策（手法）の検討に当たっては、市町村や全国都市清掃会議及び自治労等からの意見徴収など、現場の実態や声に即した内容とすべきである。	1	廃家電不法投棄対策に関係者が協力して取り組む仕組みの具体化については、報告書別紙4のイメージに基づき、頂いたご意見も参考にしつつ、関係者の意見も踏まえ、今後検討されるものと考えます。

リサイクル料金なり家電業界の拠出なりによる基金創設などを通じて、財源の確保を図るべきである。	1	廃家電不法投棄対策に関係者が協力して取り組む仕組みの具体化については、報告書別紙4のイメージに基づき、頂いたご意見も参考にしつつ、関係者の意見も踏まえ、今後検討されるものと考えます。
不法投棄に関して、追跡可能システムの確立による排出者責任の徹底が図られるべきである。	1	報告書第4章5.(3)においては、ICタグ等の個別管理技術による廃家電のトレーサビリティの向上が不法投棄抑止に資する可能性もあることから、技術開発や実証実験の取組等を促進するべきとされています。
リサイクル費用の明確化を製造業者に求めるなら、自治体は施行前の廃家電処理の費用と不法投棄の回収と処分に要した費用を明確にし、「なぜ自治体がメーカーに費用負担を求めなければならないか」を明らかにすべきである。むしろ、リサイクル料金を安くせよというなら不法投棄の回収・処理費用は自治体が負担すべきである。	2	再商品化等費用の透明化は、料金支払に対する消費者の理解促進等を通じた適正排出の促進を図る観点から必要なものです。また、報告書は、関係者がそれぞれ基本的役割分担を果たすことを果たすことを前提としつつも、より良い家電リサイクル制度を目指し、互いに手を差し伸べあい積極的に連携協働することを基本的理念として作成されており、その一環として、不法投棄対策に積極的な市町村にメーカー等が資金面も含め協力する体制を構築しようとするものです。
不法投棄を行った者への取締りについては、「警察による取締り」を明記すべきである。	1	家電不法投棄対策に係る取締りについては、市町村と警察が連携しながら取組が行われており、今後ともそうした取組がなされていくものと考えます。
不法投棄はあくまで犯罪行為であり、間接的であれ善意の排出者の負担が増加することは注意すべきである。	1	御意見のとおり不法投棄は犯罪行為であり、不法投棄の未然防止に引き続き取り組んでまいります。
不法投棄は犯罪であることから、更なる法改正により罰則を強化すべきである。	2	不法投棄については、現段階においても厳しい罰則(個人:5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又は併科、法人:1億円以下の罰金)が規定されていることから、これらについても一層周知を図ってまいりたいと考えております。
不正横流しや不正回収等法律違反の厳重な監視だけでは改善とは言えない。回収業者等の法律違反は具体的にどう規制強化されるのか。不適正なことをする人をまず取締るべき。	1	報告書第4章4.(2)においては、家電回収業者等が廃棄物処理法に違反した場合には、引き続き自治体が厳正に対処すべきとされています。
不法投棄対策と資金面を含めた抜本的な体制の構築は急務であり、製造メーカー・販売店・廃棄物の運搬・処理業者・消費者などが一体となって、市町村が実際に活用しやすいシステムを作っていくべきである。	1	報告書の内容に賛同する御意見として承ります。今後の施策検討の参考とさせていただきます。
不法投棄された家電4品目の処理費用は、拡大生産者責任の観点からメーカーが負担すべきである。	1	報告書においては、関係者がそれぞれその基本的な役割分担を果たすことを前提としつつも、より良い家電リサイクル制度を目指し互いに手を差し伸べあい積極的に連携協働することが重要という観点から、不法投棄対策に積極的な市町村にメーカー等が監視や処理について資金面も含め協力する体制を構築することが必要とされています。
不法投棄された家電品の回収・リサイクルについては、製造等事業者の責任の下で行うようにすべきである。	1	報告書においては、関係者がそれぞれその基本的な役割分担を果たすことを前提としつつも、より良い家電リサイクル制度を目指し互いに手を差し伸べあい積極的に連携協働することが重要という観点から、不法投棄対策に積極的な市町村にメーカー等が監視や処理について資金面も含め協力する体制を構築することが必要とされています。
不法投棄された廃家電を区市町村が収集した場合は、条件を付けず全てメーカーが無償で引き取るようにすべきである。	1	報告書においては、関係者がそれぞれその基本的な役割分担を果たすことを前提としつつも、より良い家電リサイクル制度を目指し互いに手を差し伸べあい積極的に連携協働することが重要という観点から、不法投棄対策に積極的な市町村にメーカー等が監視や処理について資金面も含め協力する体制を構築することが必要とされています。 なお、この仕組みの具体化については、報告書別紙4のイメージに基づき、頂いたご意見も参考にしつつ、関係者の意見も踏まえ、今後検討されるものと考えます。
自治体は不法投棄物を保管場所に保管し、企業が無料で回収するシステムを作ること。	1	報告書においては、関係者がそれぞれその基本的な役割分担を果たすことを前提としつつも、より良い家電リサイクル制度を目指し互いに手を差し伸べあい積極的に連携協働することが重要という観点から、不法投棄対策に積極的な市町村にメーカー等が監視や処理について資金面も含め協力する体制を構築することが必要とされています。 なお、この仕組みの具体化については、報告書別紙4のイメージに基づき、頂いたご意見も参考にしつつ、関係者の意見も踏まえ、今後検討されるものと考えます。
家電の不法投棄の減少の背景として、無料回収車や海外流出の増大も合わせて考えるべきである。	1	第21回合同会合の資料2において、資源価格と不法投棄台数の関係について考察をしています。
例年であればとの昔に公表されていた前年度(平成18年度)の不法投棄量の公表が未だ行われていないのは何故か。	2	現在集計作業を行っているところです。
問題は、不法投棄データの公表の遅さ。平成18年度後半のデータが公表されれば、より一層不法投棄の減少が明確になっていたのではないかと。透明な議論が行われるように、自治体と環境省は不法投棄の量をタイムリーに(半年ごとの実績を3か月後に)公表するよう努力すべきと報告書に明記していただきたい。	1	平成18年度のデータについては、現在集計作業を行っているところです。家電不法投棄のデータについては取りまとめ次第公表してまいります。
不法投棄対策に対して、メーカー等が監視や処理に対する資金面も含め協力する体制を構築することが必要であることについて、賛成出来ない。不法行為を取り締まるのは国、自治体の仕事、なぜ家電については、メーカーがお金を出さないとけないのか納得出来ない。国としてやるべき事を前面に出すべき。メーカーより資金援助を考えるのであれば、国(公務員)の職務怠慢である。	1	国や自治体においては、これまでも廃棄物処理法における不法投棄の罰則強化や不法投棄の監視強化等により、不法投棄対策を強力に推進してまいりましたが、今後も強化してまいりたいと考えております。これを前提としつつ、報告書においては、家電不法投棄の悪質化等の指摘を踏まえ、家電不法投棄は家電リサイクル制度自体の信頼性を揺るがすものとして、関係者がその知恵を寄せ合って協力しながら取り組むべき課題であるとの認識の下、不法投棄対策に積極的な市町村に、メーカー等が資金面も含め協力する体制を構築することが必要としているものです。

<p>不法投棄は犯罪のため、権限を持っている自治体が取締りを強化されることが最優先課題。自治体は前向きに取り組むべき。資金支援をメーカーに求めるのはいかになるのか。法施行前に税金で処理していたのだから、施行後には数百億円の税金が残ることになるが、それはどうなっているのか。自治体は説明責任がある。</p>	<p>自治体においては、これまでも廃棄物処理法による取締りや不法投棄の監視強化等により、不法投棄対策を積極的に取り組んできましたが、報告書案においては、家電不法投棄の悪質化等の指摘を踏まえ、家電不法投棄は家電リサイクル制度自体の信頼性を揺るがすものとして、関係者がその知恵を寄せ合って協力しながら取り組むべき課題であるとの認識の下、不法投棄対策に積極的な市町村に、メーカー等が資金面も含め協力する体制を構築することが必要としているものです。</p>
<p>谷底など悪質化している不法投棄は常識的に一般消費者ではなく不正業者の行為ではないのか。あたかも一般消費者が不法投棄の犯人であり、それを防止するためにメーカーにリサイクル料金を下げさせるというのは消費者を馬鹿にしている。</p>	<p>不法投棄の原因者については、第5回合同会合において、頂いた御指摘も含め様々な御意見があったところです。その際の資料2-3においては、廃家電の不法投棄の原因について、自治体へのアンケート調査によると、93%が一般市民、3%が事業者等、不明等が4%という調査結果が示されています。</p>
<p>「自治体の不法投棄に関する成功事例調査」を行い、効果の大きい不法投棄対策、その理由、効果の大きい品目、ごみ集積場所への4品目不適正排出実態を明らかにし、第三者委員会の不法投棄防止対策支援ガイドライン作りの参考資料とされたい。</p>	<p>廃家電不法投棄対策に関係者が協力して取り組む仕組みの具体化については、報告書案別紙4のイメージに基づき、頂いたご意見も参考にしつつ、関係者の意見も踏まえ、今後検討されるものと考えます。</p>
<p>市町村が実際に活用しやすい、となると、結果的には申し出のあった自治体全てに対応するようにも受け取られるので削除した方が良いでしょう。</p>	<p>「市町村が実際に活用しやすい」とは、不法投棄対策に関する関係者間協力体制が実際に機能しやすいものであるよう留意すべきという趣旨であり、必要な記載と考えます。 なお、この仕組みの具体化については、報告書案別紙4のイメージに基づき、頂いたご意見も参考にしつつ、関係者の意見も踏まえ、今後検討されるものと考えます。</p>
<p>不法投棄を取り締まる権限を持つ自治体代表委員が、回収はメーカーの責任で行うべきだという発言を繰り返していたのはがっかり。自治体には自らの責務を再確認し、不法投棄の撲滅に向けた積極的な取り組みをしていただきたい。</p>	<p>自治体においては、これまでも廃棄物処理法による取締りや不法投棄の監視強化等により、不法投棄対策に積極的に取り組んできており、今後ともより一層積極的な取組が行われるものと考えております。</p>
<p>不法対策の責任は自治体にあるから、対策費用が必要ななら、家電リサイクル法の施行により軽減された処理費から負担したら良いはず。開き直ればその責任が曖昧にされてしまうやり方はおかしい。</p>	<p>報告書案においては、関係者がそれぞれその基本的な役割分担を果たすことを前提としつつも、より良い家電リサイクル制度を目指し互いに手を差し伸べあい積極的に連携協働することが重要という観点から、不法投棄対策に積極的な市町村にメーカー等が監視や処理について資金面も含め協力する体制を構築することが必要とされています。</p>
<p>メーカー負担とはいふものの結局消費者の負担になる訳で、消費者としては使途が不明確なままの税金の支払いとで2重の負担が課せられる。新聞に取りざたされた事もある廃棄物回収処理を担当する自治体職員の非常識な高給も考えると自治体のこの関連の税金の使い方、責任の果たし方に問題がある。メーカーに費用処理の透明化を求めると同時に自治体にもこれを求めていくべき。</p>	<p>廃家電不法投棄対策に関係者が協力して取り組む仕組みの具体化については、頂いたご意見も参考にしつつ、関係者の意見も踏まえ、今後検討されるものと考えますが、メーカー等の資金協力は、実際に不法投棄対策に要する、又は要した費用に対し行われるものであり、資金の支払に際してはそうした点のチェックもなされるものと考えています。</p>
<p>記載されている不法投棄対策の考え方が対症療法的で基本的なところでの対策が不十分。谷底投棄の実態は業者が関与していると考えべき。問題に対する法規制を含む根本対策をまず打ち出す事が最も重要な国としての施策ではないか。</p>	<p>国や自治体においては、これまでも廃棄物処理法における不法投棄の罰則強化や不法投棄の監視強化等により、不法投棄対策を強力に推進してまいりましたが、今後も強化してまいりたいと考えております。</p>
<p>不法投棄対応は、まず監督官庁(自治体)の取締り強化が最優先に実施されるべき。</p>	<p>自治体においては、これまでも廃棄物処理法による取締りや不法投棄の監視強化等により、不法投棄対策に積極的に取り組んできており、今後ともより一層積極的な取組が行われるものと考えております。</p>
<p>「防ご部分」の具体的論議なしに処理費用をメーカーに一部負担させるとするのは理屈が通らない。</p>	<p>報告書案においては、廃棄物処理法の累次にわたる改正や積極的なキャンペーン等の不法投棄対策により、一時期増加傾向にあった家電不法投棄は近年減少傾向にあること、引き続き不法投棄取締りを強化すべきこと、消費者の適正排出促進のため料金低減の検討や義務外品回収体制を構築すべきこと等の、不法投棄未然防止策が記載されています。</p>
<p>自治体が負担していた家電リサイクル以前の処理費用は私たちに税金還付の形で還元されたのか?国民が従来に比較して「ダブル支払い」の状態になっている。ぜひ次回はこの部分を整理して議論願う。</p>	<p>家電リサイクル法施行に伴う市町村の廃家電処理等に係る費用の減少分については、市町村の他の行政サービスにより住民に還元されているものと考えます。</p>
<p>メーカーが不法投棄にまで費用の負担をせねばならないというのは、行きすぎ。</p>	<p>報告書案においては、関係者がそれぞれその基本的な役割分担を果たすことを前提としつつも、より良い家電リサイクル制度を目指し互いに手を差し伸べあい積極的に連携協働することが重要という観点から、不法投棄対策に積極的な市町村にメーカー等が監視や処理について資金面も含め協力する体制を構築することが必要とされています。</p>
<p>リサイクル料金が下がることで不法投棄が少なくなると考えるのは安直すぎ。不法投棄などの実態とその改善を自治体に課さないといつまでも家電リサイクル法の評価が正当になされない。</p>	<p>第12回合同会合資料2において、家電リサイクル法施行後にリサイクル料金が大幅に上昇した品目の不法投棄台数の伸び率が大きいことが示されたこと等から、リサイクル料金の低減化により不法投棄防止に一定程度の効果が生じるものと考えます。また、市町村は、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有しており、不法投棄対策に積極的に取り組んでいるところです。</p>
<p>不法投棄対策に対し遅れている自治体に対する努力義務の明確化が必要。</p>	<p>市町村は、廃棄物処理法に基づき、一般廃棄物処理に関する統括的な責任を有しています。報告書案においても、不法投棄を行った者への取締り強化、義務外品の回収体制構築等を求めています。</p>
<p>不法投棄対策が遅れている自治体は、対応が進んでいる自治体などの成功事例の研究やその施策の試験的導入など、自治体自身が自ら創意工夫する改善努力内容の深堀りが必要。義務外品の排出方法の周知徹底措置を含め、消費者に家電リサイクルの仕組みとその価値を分かり易く伝え、消費者啓発を更に進め、消費者の理解と協力度を上げる施策を打つ努力を自治体には更に期待したい。</p>	<p>それぞれの自治体が、御指摘に沿った方向で対策を講ずることが望ましいと考えます。</p>

家電リサイクル法施行によって浮いた自治体の便益の還元が無いに拘らず、自治体努力の強化が少ないのは異常。	1	家電リサイクル法施行に伴う市町村の廃家電処理等に係る費用の減少分については、市町村の他の行政サービスにより住民に還元されているものと考えます。報告書案においては、市町村に対し、不法投棄を行った者への取締強化、廃棄物処理法違反に対する厳正な対処、不法投棄未然防止対策の実施、義務品回収体制の構築、普及啓発の実施等を求めています。
「不法投棄対策に対し積極的な市町村に対し、メーカー等が監視や資金面も含め協力する体制構築が必要である」との記述に相対する、自治体の努力内容の具体化が必要。	1	報告書案においては、市町村は関係者と一体となって義務品回収体制の構築・周知、廃家電の適正排出に係る普及啓発、監視/パトロールの実施、不法投棄家電の早期撤去などの地域の実情に応じた家電不法投棄未然防止対策に取り組む必要があるとされております。

(2) 再商品化等費用に係る透明性の確保及び再商品化料金の低減化

意見はありませんでした。

(3) 消費者の小売業者等への排出利便性の向上

意見はありませんでした。

4. 3R推進の観点から、適正なリユースの促進と、廃棄物処理・資源輸出の適正性を確保

(1) 適正なリユースの促進

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
循環型社会形成推進基本法の理念に従い、廃家電品の発生を抑制し、再利用を促進するため、修理体制を充実させるようメーカーを指導すべきである。	1	報告書案の内容と直接関係するご意見ではありませんが、家電リサイクル法第4条において、メーカーは修理の実施体制を充実させることが求められています。一方、国は同法第3条に基づく基本方針において廃家電の排出の抑制を促進するための施策を講ずるよう努めることが必要であるとされており、これに基づきメーカーによる修理の実施体制の充実に関する取組を促進していくことが必要であると考えています。
国において、全ての家電リサイクル法対象品目について、中古品としての輸出の判断基準を示すべきである。また、有価物からの資源回収についても、家電リサイクル法等に基づいてメーカー等が実施している解体作業と同様の工程で、一定水準以上の資源回収(リサイクル)が実施されるよう法整備を図るべきである。なお、輸出の判断基準については、今回新たに策定されるリサイクル・リユースの仕分けガイドラインとの整合性を図るべきである。	1	適正なリユースの促進の具体化にあたっては、リサイクル・リユースの仕分けガイドラインの議論の過程で、頂いたご意見の海外リユースの適正性の観点等も含め、関係者の意見を踏まえた検討がされるものと考えます。
消費者が引き渡した家電がリユースに回されているならその基準を明確にし、消費者に分かりやすいシステムを作るべきである。	2	リサイクル・リユースの仕分けガイドラインの策定に際し、頂いたご意見は参考にさせていただきます。なお、報告書案4.(1)【リサイクル・リユースの仕分けガイドラインの消費者への情報提供】において「小売業者は、(中略)リユース品引取基準について消費者に適切に情報提供することが求められる」と記述されており、小売業者により確実に実施されるよう国としても適切に対応してまいります。

(2) 廃棄物処理法やパーゼル法の厳正な運用

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
「買い子」の違法・合法を明らかにし、違法に関しては厳正な取締りを実施すべきである。	4	報告書案第4章4.(2)においては、家電回収業者等が廃棄物処理法に違反した場合には、引き続き自治体が厳正に対処すべきとされています。
家電回収業者が排出家電品を回収している行為の何が違法で何が合法かを明確にして周知徹底する必要がある。	1	家電回収業者が廃棄物処理法の許可なく廃家電を収集・運搬・処分した場合や、廃棄物処理基準に反した処理を行った場合には、廃棄物処理法の違反となるものであり、周知に努めてまいります。
排出者が排出した廃家電が適正にメーカーに引き渡され、少しでも見えないフローがなくなるよう、業の許可を持たない廃品回収業者をしっかりと取り締まっていたことを関係者の方々に期待。	1	報告書案第4章4.(2)にあるとおり、家電回収業者等が廃棄物処理法に違反した場合には、引き続き自治体が厳正に対処すべきと考えております。
各家庭を巡回して廃家電4品目を回収している業者が、古物商の許可を持った業者かどうか疑問。自治体として具体的にどのように厳正な対処をするのか。	1	古物営業に係る業務の規制は古物営業法に基づき各都道府県の公安委員会が実施することとなっております。廃家電について廃棄物処理法違反があった場合には、自治体の判断により、告発、措置命令等の対応がとられるものと考えます。
違法な家電回収業者等の活動を規制する効果のある仕組みづくりが必要。	2	報告書案第4章4.(2)にあるとおり、家電回収業者等が廃棄物処理法に違反した場合には、引き続き自治体が厳正に対処すべきと考えております。
自治体の役割として、家電回収業者の実態把握について早急に進めるべき。	1	廃棄物処理法を厳正に運用する中で、家電回収業者の実態の把握もなされるものと考えています。
町中にみかけられる回収業者の実態把握はできているのか。適正なリユース業者を保護し、不正な業者を厳しく取り締まっていたきたい。	1	報告書案にあるとおり、家電回収業者等が廃棄物処理法に違反した場合には、引き続き自治体が厳正に対処すべきであり、その過程において回収業者の実態の把握もなされていくものと考えています。
家電回収業者等の高額請求等の未然防止対策や家電リサイクルルートに載せるための具体的対策をおこなってほしい。	1	報告書案第4章4.(2)にあるとおり、家電回収業者等が廃棄物処理法に違反した収集を行った場合には、引き続き自治体が厳正に対処すべきと考えております。また、家電リサイクル法ルートによる適正なリサイクルを促進するため、リサイクル費用の透明化やリサイクル料金の低減化などの具体的対策も進めてまいります。

引取業者に対して、廃棄物処理法に定められた一般廃棄物の収集・運搬の資格を有していることを車両等に表示することを義務付けるべきである。	1	御指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。
現状、大半が野放しになっている違法処理を行っている既存業者は廃棄物処理法違反のはず。厳正な法執行を行っていただきたい。	1	第5回合同会合の資料2-2において、産業廃棄物処理業者による特定家庭用機器廃棄物の処理実態について、不適正処理は少ないと推計されていると報告がなされています。いずれにせよ、報告書案第4章4.(2)にあるとおり、廃棄物処理法違反に対し引き続き自治体が厳正に対処することが必要と考えます。
不法投棄並びに横流し等においても、排出者責任としてなんらかの罰則を設けてみてはどうか。	1	不法投棄については廃棄物処理法により、小売業者による引渡義務に違反した横流しに係る改善命令違反については家電リサイクル法により、それぞれ罰則が設けられています。
家電リサイクル制度を悪用し、消費者からリサイクル料金を徴収しながら正しい処理をしていない業者の状況をもっと徹底的にチェックすべきである。	1	家電リサイクル法に基づく再商品化等料金によりリサイクルを行うメーカープラントについては、再商品化率も法定義務率を大幅に超えた水準で推移しており、有害物質の適正管理やフロン等の適正な処理等、効率的で環境負荷の低い処理が実施されていると考えております。メーカープラント以外の処理については、報告書案第4章4.(2)にあるとおり、廃棄物処理法違反に対し引き続き自治体が厳正に対処することが必要と考えます。
審議会で議論された「見えないフローの不適正な部分」を明確にし、家電リサイクル法、電気用品の安全に関する法律、廃棄物処理法やパーゼル法に則り、法規制を適確に実施すべきである。	1	家電リサイクル法ルート以外についても適正性を確保するため、廃棄物処理法、パーゼル法等を厳正に運用してまいります。
中古家電の輸出について、リユースを促進する立場から輸出を推奨するのか、廃棄物の輸出として何らかの規制を設けるのか、両論を併記するだけでなく、掘り下げて検討すべきである。	1	循環型社会形成推進基本法に基づき環境への負荷の低減にとって有効と認められる時は、適正なリユースについては促進されるべきですが、有害物質を含み、有害な特性を示す排出家電のうち実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されることがないよう、パーゼル法等を適正に運用すべきとの考えです。
家電製品の中古品に関する規制や輸出のルール化、中古品の判断基準はまさに必要であると考えます。	1	中古品販売に関するルールについては、家電リサイクル制度とその趣旨が一致するものではないと考えられますが、リサイクル・リユースの仕分けガイドラインを策定するとともに、パーゼル法における中古利用に係る輸出時の判断基準の明確化を検討してまいります。
使用済み電子電気機器の輸出にあたっては、中古品基準を満たしたものの、あるいは輸出前に中古品基準と同等の機能検査を実施して合格したものをのみを中古品として輸出できることとし、それ以外のものは全て廃棄物とすべきである。	1	リサイクルリユースの仕分けガイドラインの策定の具体化については、頂いた御意見の観点も参考にしながら、今後関係者の意見も踏まえて検討が進められるものと考えております。
廃棄物のうちのパーゼル条約及びその他の国際法で有害廃棄物とされるものは、いかなる目的であろうと開発途上国(非OECD国)への輸出を禁止すべきである。	1	使用済みの特定家庭用機器がパーゼル条約に規定する有害廃棄物に該当する場合には、パーゼル条約及びパーゼル法の規定に則り対応いたします。
輸出中古品には新品と識別できる輸出上の区分番号(HSコード)を設けるべきである。	1	平成20年1月から改正HSコードが施行され、輸出される家電4品目のうち、新品とそれ以外のものが細分化されています。
中古品のHSコード新設により、中古品輸出量の把握が可能となることを、更に具体的に制度化し、確実に運用されることを要望する。	1	平成20年1月から改正HSコードが施行され、輸出される家電4品目のうち、新品とそれ以外のものが細分化されていますが、税関当局とも連携し、新しい制度が確実に運用されるよう努めてまいりたいと考えております。
輸出品目コードで新品と中古品の区分を分ける仕組みは家電4品目に限らず行うべきである。	1	家電リサイクル制度に関する報告書案の内容と直接関係する御意見ではありませんが、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
海外向けリユース基準の設定に当たっては、輸出相手国によって需要が異なることから、FTA/EPAの策定や見直しの中で厳格な規定を設けるべきである。	1	家電リサイクル制度に関する報告書案の内容と直接関係する御意見ではありませんが、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
買い子等の不適正な活動や他国に輸出され環境汚染を引き起こしたり環境負荷軽減につながらないような活動に対して、環境省としてもっと厳しい対策を講じて、きちんとリサイクルがされるような方向に導くべきである。	1	報告書案を踏まえ、廃棄物処理法やパーゼル法等を厳正に運用するとともに、小売業者に対するチェック体制の強化やリユース・リサイクルの仕分けガイドラインの策定等の措置を講じてまいります。
中古利用の名目で輸出される家電の水際対策には、輸出前の動作チェックの義務付けも加えるべきである。	1	リサイクルリユースの仕分けガイドラインの策定の具体化については、頂いた御意見の観点についても参考にしながら、今後関係者の意見も踏まえて検討が進められるものと考えております。
中古品輸出に関しては、輸出適合の判定を行う認定制度などを充実させる必要がある。	1	報告書案第4章4.(2)にあるとおり、パーゼル法における中古利用に係る輸出時の判断基準の明確化、事前相談制度の充実や税関当局との連携強化等について検討してまいります。
まじめにリサイクル料金を払っている人やしっかり環境を意識している組織が報われて、違法行為をする人にはしっかりした罰則をもってリサイクル法が守られる制度を築きあげてほしい。	1	御指摘を踏まえ、関係法令を厳正に運用してまいりたいと考えております。

## 5. その他

### (1) 品目拡大について

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
液晶テレビを品目に追加する場合には、14インチ以下を対象外とすべきである。	1	液晶テレビ・プラズマテレビの対象範囲の詳細については、頂いたご意見も参考にしつつ、関係者のご意見も踏まえ今後検討されるものと考えています。



<p>現行家電4品目に限ることなく、音響機器、映像機器、OA機器、照明機器、厨房機器、掃除機、乾燥機、パソコン周辺機器など家庭及び事業所で使用されたあらゆる電子・電気機器を対象とすべきである。</p>	<p>2 現行制度において対象品目は、4つの要件(①市町村等による再商品化等が困難であり、②再商品化等を必要性が特に高く、③設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響があり、④配送品であることから小売業者による収集が合理的であるもの)を満たすものの中から定めるものとされており、この要件を満たすものとして、今回は新たに、液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機を対象品目として追加することとしたものです。</p> <p>上記4つの要件を満たさない物のリサイクル制度化を検討する場合は、費用対効果を含めリサイクルの必要性、関係者の役割分担等制度の根本から検討する必要がある、長期的な課題であると考えます。</p>
<p>資源有効利用促進法下のパソコンも加えた総合的な「使用済み電子電気機器法」の制定を目指すべきである。</p>	<p>1 現行制度において対象品目は、4つの要件(①市町村等による再商品化等が困難であり、②再商品化等を必要性が特に高く、③設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響があり、④配送品であることから小売業者による収集が合理的であるもの)を満たすものの中から定めるものとされており、この要件を満たすものとして、今回は新たに、液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機を対象品目として追加することとしたものです。</p> <p>上記4つの要件を満たさない物のリサイクル制度化を検討する場合は、費用対効果を含めリサイクルの必要性、関係者の役割分担等制度の根本から検討する必要がある、長期的な課題であると考えます。</p>
<p>「市町村における適正処理困難物への対応」が家電4品目以外への拡大の妨げにならないようにすべきである。</p>	<p>1 報告書案の【はじめに】において記述されている通り、家電リサイクル法は「市町村から大型の廃家電の処理が困難であるという状況の根本的な解決についての要望が続いていた。当時の市町村による処理の実態を見ると単なる埋立処理に留まっていたり、破碎して鉄等を回収する程度しか行われていない場合が多く、リサイクルの推進を図る必要があるとの指摘がなされていた。」という背景を元に制定されたものと認識しております。したがって、家電リサイクル法の対象品目の要件として「市町村における再商品化等が困難であること」が定められているのは適当であると考えています。</p> <p>なお、「市町村における再商品化等が困難であること」の要件を満たさないものを家電リサイクル法の対象品目として追加する場合には、関係者の役割分担等制度の根本から見直す必要があり、長期的な検討課題であると考えます。</p>
<p>家電リサイクルの品目をさらに拡大し、家電用品のリサイクルをさらに推進すべきである。</p>	<p>5 現行制度において対象品目は、4つの要件(①市町村等による再商品化等が困難であり、②再商品化等を必要性が特に高く、③設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響があり、④配送品であることから小売業者による収集が合理的であるもの)を満たすものの中から定めるものとされており、この要件を満たすものとして、今回は新たに、液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機を対象品目として追加することとしたものです。</p> <p>将来において上記4つの要件を満たす物が出現した際には、改めてこれを対象品目に追加するか否かについて検討することが必要であると考えます。一方、4つの要件を満たさない物の対象品目への追加を検討する場合は、費用対効果を含めリサイクルの必要性、関係者の役割分担等制度の根本から検討する必要がある、長期的な課題であると考えます。</p>
<p>法第2条第4項の要件から「小売業者の配達一般的なものを」を外し、家電リサイクル法における対象品目をさらに拡大すべきである。</p>	<p>2 報告書案第4章5.(1)において記述されているとおり、家電リサイクル法は小売業者による買換時の下取償金を活用して回収を行うことが効率的であるという観点から、小売業者による円滑な回収が確保される大型家電について対象品目として認識しております。したがって、廃家電の円滑な回収を確保するために、対象品目の要件として「小売業者の配達一般的なものを」が定められているのは適当であると考えております。</p> <p>なお、家電リサイクル法に「小売業者の配達一般的なものを」の要件を満たさない物を対象品目として追加する場合には、廃家電の効率的な回収に資する関係者の役割分担の在り方など制度の根本から見直す必要があり、長期的な課題であると考えます。</p>
<p>将来中小品目の追加を検討する場合には、資源量が少ないこと、持ち帰り品であることから、自治体による回収・処理を制度化すべきである。</p>	<p>1 報告書案第4章5.(1)において記述されているとおり、家電リサイクル法は小売業者による買換時の下取償金を活用して回収を行うことが効率的であるという観点から、小売業者による円滑な回収が確保される大型家電について対象品目として認識しております。したがって、家電リサイクル法に「小売業者の配達一般的なものを」の要件を満たさない中小品目を対象として追加する場合には、廃家電の効率的な回収に資する関係者の役割分担の在り方など制度の根本から検討する必要がある、長期的な課題であると考えます。</p>
<p>今後は対象品目の指定に係る現行要件の見直しを含めた検討を行い、さらに家電リサイクル法の対象となる品目を拡大するとともに、小売業者の負担軽減策についても併せて検討すべきである。</p>	<p>1 ご意見については、関係者の役割分担の在り方等制度の根本から検討する必要がある、長期的な課題であると考えます。</p>
<p>電子レンジ等の同等の品目を対象に追加すべきである。</p>	<p>2 現行制度において対象品目は、4つの要件(①市町村等による再商品化等が困難であり、②再商品化等を必要性が特に高く、③設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響があり、④配送品であることから小売業者による収集が合理的であるもの)を満たすものの中から定めるものとされており、この要件を満たすものとして、今回は新たに、液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機を対象品目として追加することとしたものです。</p> <p>他方、電子レンジについては、第13回会合において、詳細な議論が行われましたが、配送割合も低いこと等から、現時点で、上記要件を満たさず対象品目として追加することは適当ではないと判断されています。</p>

液晶テレビは数インチの物が多数発売されているが、これらは小売業者による下取りが行われておらず、これを家電リサイクル法の対象とするのは不適切であり、対象外として現行の一般廃棄物として処理すべきである。	1	液晶テレビ・プラズマテレビの対象範囲の詳細については、頂いたご意見も参考にしつつ、関係者のご意見も踏まえ今後検討されるものと考えます。
品目拡大の検討に当たっては、LCA(ライフサイクルアセスメント)を考慮すべきである。	1	現行制度において対象品目は、4つの要件(①市町村等による再商品化等が困難であり、②再商品化等をやる必要性が特に高く、③設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響があり、④配送品であることから小売業者による収集が合理的であるもの)を満たすものの中から定めるものとされており、この要件を満たすものとして、今回は新たに、液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機を対象品目として追加することとしたものです。 今後、上記要件に基づいて品目追加について検討する場合には、頂いたご意見も参考にしつつ、関係者の意見を踏まえて検討されるものと考えます。
対象品目選定に当たり、品目別の有害化学物質の流動やリスク評価を考慮に入れるべき。	1	対象品目に含まれる有害化学物質のリスク評価や処理方法について検討することは重要であると考えますが、そもそもリサイクル対象品目とするか否かについては、費用対効果を含むリサイクルの必要性や効率的な回収体制その他効率的なリサイクルシステムの構築の可能性等から検討されることが適当と考えています。
液晶テレビ及びプラズマテレビは現在普及しつつある段階にあり、来年から多量に排出されるとは考えにくいいため、具体的にどのような課題があり、どうすれば解決するかを十分検討してから再商品化率や料金を決定すべきである。	1	液晶テレビ・プラズマテレビの対象範囲や再商品化の詳細については、頂いたご意見も参考にしつつ、関係者のご意見も踏まえて今後検討されるものと考えます。
温風ファン、電子レンジ、ホットカーペット、音響機器等についても対象としてほしい。また拡大生産者責任を強化するためにも品目拡大を行うこと。	1	現行制度において対象品目は、4つの要件(①市町村等による再商品化等が困難であり、②再商品化等をやる必要性が特に高く、③設計、部品等の選択が再商品化等に重要な影響があり、④配送品であることから小売業者による収集が合理的であるもの)を満たすものの中から定めるものとされており、この要件を満たすものとして、今回は新たに、液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機を対象品目として追加することとしたものです。 今後、上記要件に基づいて品目追加について検討する場合には、頂いたご意見も参考にしつつ、関係者の意見を踏まえて検討されるものと考えます。 なお、上記4つの要件を満たさない物のリサイクル制度化を検討する場合は、費用対効果を含めリサイクルの必要性、関係者の役割分担等制度の根本から検討する必要がある、長期的な課題であると考えます。
液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機が対象品目として追加すべきと明記した部分、エアコンの再商品化等の料金が変更された点は評価できる。	1	品目追加の検討に関し、報告書案に賛成する御意見と理解します。今後の施策検討の参考とさせていただきます。
5年後の検討においても、家電リサイクルの適用範囲は配達品に限るべき。持ち帰り品目にリサイクル料金が掛かるとなれば、小さく運びやすい分、それこそ不法投棄の増加につながる。	1	品目追加の検討に関し、報告書案に賛成する御意見と理解します。今後の施策検討の参考とさせていただきます。

(2)再商品化率の在り方について

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
再商品化率の在り方に関する部分においては、「消費者が負担するリサイクル費用低減化促進とのバランスが必要である」との表現にすべきである。	1	報告書案の第4章5.(2)において、「法定義務率の設定に関しては、リサイクル技術の向上と、消費者が負担するリサイクル費用低減化促進の両面を総合的に判断しながら、検討を行うべきである。」と記述されています。頂いたご意見の趣旨は同記述に含まれると考えられますため、現行の記述で適当と考えます。
有害物質である鉛入りガラスに無理に新たなリサイクル用途を作り出す危険性もよく検討すべきである。	1	報告書案第4章5.(2)において、ブラウン管ガラスカセットについて「その再商品化の在り方について将来的に検討していく必要がある」と記述されており、頂いたご意見も参考としつつ、関係者の意見を踏まえて将来的に検討されるものと考えます。
家電リサイクル法第22条で定める再商品化等の基準については、実態に即し引き上げるべきである。	1	再商品化等の基準については、報告書案の第4章5.(2)において、「法定義務率の設定に関しては、リサイクル技術の向上と、消費者が負担するリサイクル費用低減化促進の両面を総合的に判断しながら、検討を行うべきである。」と記述されています。頂いたご意見も参考にしつつ、関係者の意見も踏まえて今後検討されるものと考えます。
ブラウン管ガラスカセットの処理については、リサイクル法の精神にのっとり、環境に配慮しながら、現実的かつ適切な運用を行うべきである。	1	報告書案第4章5.(2)において、ブラウン管ガラスカセットについて「その再商品化の在り方について将来的に検討していく必要がある」と記述されており、頂いたご意見も参考としつつ、関係者の意見を踏まえて将来的に検討されるものと考えます。
ブラウン管ガラスが逆有価になった場合、法定の再商品化率は維持できないことから、テレビの再商品化率を見直すか、再商品化率の考え方自体を変えるべきである。	2	報告書案第4章5.(2)において、ブラウン管ガラスカセットについて「その再商品化の在り方について将来的に検討していく必要がある」と記述されており、頂いたご意見も参考としつつ、関係者の意見を踏まえて将来的に検討されるものと考えます。

(3)先進技術の活用等の可能性

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
ICタグ等の活用について、国は技術開発や実証実験の取組等を積極的に進めるべきである。	1	先進技術の活用促進に関し、報告書案に賛成する御意見と理解します。今後の施策検討の参考とさせていただきます。

終わりに

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
廃家電は国内での再資源化と無害化を原則とすべきである。	2	廃棄物については、廃棄物処理法第2条の2において国内処理の原則が規定されています。
もう少し他国特に米国・欧州等のリサイクル法の運用実態を十分比較して、いかに日本が苦勞してリサイクル法を運営し成果を上げているのか、詳しく検証すべきである。	1	諸外国においてもまだ制度が整備中であったり施行後間もないため、諸外国の運用実態については情報が限られておりますが、今後とも諸外国の家電リサイクル制度の状況について把握してまいりたいと考えております。
5年後をめどに制度設計を再度行う際には、環境団体も検討メンバーに入れるべきである。	1	御指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。
今回の議論は「前払いありき」の議論が多く、大分遠回りをした経過があり、次回も同じ議論の蒸し返しにならないよう、可能な限り数字での評価が出来る各種施策の(期待された効果)評価基準を明確にしておく必要がある。	1	御指摘の点については、今後、本報告書案において提言された施策の効果を評価する際などに、検討の参考とさせていただきます。
フロー推計の5年後の基準値目標を掲げ、毎年進捗度合いを公表し、問題がある場合は対応策等を随時講じる体制を敷くべき。	1	報告書案【終わりに】で示したような家電リサイクルを取り巻く環境変化は予測することが難しいため、5年後の目標をひとつに設定することは困難と考えます。一方、報告書案の【終わりに】においては、今後とも様々な社会状況の変化を随時把握しながら、必要に応じ柔軟に対応を行っていくことがもたらめられると記述されており、頂いた御意見は、今後の検討の参考とさせていただきます。
不法投棄などの防止につながることで、すみやかに実行できる方法で家電のフローがわかるようにしてほしい。	1	報告書案の【終わりに】にある通り、排出家電のフローや家電不法投棄の状況については、引き続き情報の把握に努めてまいります。
見えないフローのように、実態の回収品の行方がわからないケースも本来の家電リサイクル法の施行目的を考えれば、国策、自治体などで徹底解明される改善策が講じられるべき。	1	報告書案の【終わりに】にある通り、排出家電のフローや家電不法投棄の状況については、引き続き情報の把握に努めてまいります。
今回の検討から5年後を目的に制度検討を再度行うのであれば、政策評価を左右する可能性の大きい分野(見えないフローとしての大きなウエイトを占める分野)については、現状推計より確証ある統計数字を持つための具体策を制度化願いたい。	1	報告書案の【終わりに】にある通り、排出家電のフローや家電不法投棄の状況については、引き続き情報の把握に努めてまいります。
現状より、利便性の向上を目指した検討がされたのかが不明。	1	報告書において、消費者にとっての利便性向上を通じた廃家電の適正排出の促進のため、リサイクル料金の低減化や義務外品回収体制の構築等といった対策が記載されています。

その他の御意見

主要な意見の概要	件数	意見に対する考え方
利益代表が集まり、恣意的な議論をする場になっている審議会の在り方そのものを今すぐ見直すべきである。	2	今回の合同会合においては、消費者代表や有識者・学識者を含む幅広い関係者で議論が行われており、恣意的な議論が行われたとは考えておりません。審議会の在り方全体については、家電リサイクル制度に関する報告書案の内容と直接関係する御意見ではありませんが、今後の施策検討の参考とさせていただきます。
各地方自治体が実際に活用しやすく、実効性のある具体的な法改正をすべきである。	3	御指摘の点については、今後の検討の参考とさせていただきます。
自治体の財政をもっと考慮し、自治体負担を軽減させるべきである。	1	頂いた御意見も踏まえつつ、本報告書は関係者がそれぞれ基本的役割分担を果たすことを果たすことを前提としつつも、より良い家電リサイクル制度を目指し、互いに手を差し伸べあい積極的に連携協働することを基本的理念として作成されています。その一環として、不法投棄対策に積極的な市町村の不法投棄対策にメーカー等が資金面も含め協力する体制を構築しようとする必要とされています。
今日の「行政改革」と称して、人員削減や業務の民間委託の流れは、減量化、資源化、再商品化、適正処理を求める廃棄物行政には馴染まないことを念頭に様々な施策を具体化すべきである。	2	今回の報告書の内容には直接関係がありませんが、御意見として承ります。
政省令などの改正に当たっては、市町村や全国都市清掃会議及び自治労等からの意見徴収など、現場の実態や声に即した内容とすべきである。	2	報告書案に盛り込まれている各種措置の実施に当たっては、頂いた御意見の観点についても参考にしながら、今後関係者の意見も踏まえて検討が進められるものと考えております。いずれにせよ、各種施策が実態に即した効果的なものとなるよう努めてまいりたいと考えております。
国は、現行制度の改善のための措置や廃家電の流れなどの情報把握を行うとともに、費用回収方式を含めた制度全般について引き続き検討し、その内容を公表すべきである。	1	報告書に基づき現行制度の改善のための措置を講ずるとともに、排出家電のフロー等について引き続き情報の把握に努めてまいります。また、様々な社会状況の変化を随時把握しながら、必要に応じ柔軟に対応を行っていきたくと考えております。
次回の見直しにおいて前払いへの変更を訴える場合には、前払いにした場合のデメリットについて解決策を持った上で審議会に臨むべきである。	1	報告書案の【終わりに】においては、本とりまとめに位置付けられた各種施策が期待された効果を上げていない場合には、費用回収を含め、制度の全体の在り方についても制度検討を行うことが適当とあり、頂いた御意見については、将来的に費用回収方式の検討を再度を行う場合の参考とさせていただきます。

<p>報告書(案)各関係先及び立場から適切な意見を述べ方向性を指摘した報告書であると評価。この報告書を基に持続できるシステムの構築と法としての議論を。</p>	<p>1 報告書の内容に賛同する御意見として承ります。</p>
<p>家電リサイクル法施行前は生活保護を受けている世帯など費用の負担が困難な世帯は4品目を廃棄する場合に費用が免除されていたが、法施行後はリサイクル料金を払わなくてはならなくなった。家電リサイクル法は弱者をいじめる法律になっている。生活保護を受けている世帯など費用の負担が困難な世帯は以前のように払わなくていい制度に戻してほしい。</p>	<p>1 消費者の方々には、製品を使用した受益者として、使用済み家電を適正に小売業者に引き渡す役割を担って頂くことが、より良い家電リサイクル制度のために必要と考えておりますが、頂いた御意見については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>民間が競争するからリサイクル技術が向上するのだと言う意見があるが、自治体も競争すれば同じ。都道府県で、それでも難しいというなら、地区ごとにまとめて実施できる。自治体が、企業と共同で事業を実施しても良い。</p>	<p>1 頂いた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>当該報告書全体について、制度の失敗に対する隠蔽並びに過大評価による実績を目的として容易に理解できる多面的分析の回避や、検証によるリスク回避を目的としてあえて検証を避け、表面上の分析結果のみ評価に組み入れた事を明文化する等、公的な報告書の体を成していない。 リサイクルは社会環境に与える重要な役割を持ち、継続される事は重要である事については同意できるものであり、今回の手法の様な「誤りを認めない」手法では長期的に求める結果を得られないものと考えます。 もっと深く失策について認め、その原因分析を行う事により長期戦略で有効な政策に転換していただく事を強く希望するものであります。</p>	<p>1 合同会合における幅広い関係者間における議論や調査結果を踏まえながら、本報告書案では、第1章において現行家電リサイクル制度の成果を示し、第3章において現行制度の課題を認識した上で、第4章においてその対応策について提言を行うものとなっております。従って「誤りを認めない手法」とのご指摘は当たらないと考えておりますが、御意見については真摯に受け止め、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>・次回の見直し時期には、日本の環境政策に基本に則って、家電リサイクルのビジョンを明確にしたうえで議論をお願いします。それでなければ、利害関係のある出席者による審議会が有意義なものにはならないと感じました。 ・環境の基本政策は、リサイクルよりリデュースが優先されるべき。次回見直し時にはリサイクルもさることながら、リユース・リデュースも含めた基本政策に則っての議論をして頂くようお願いいたします。</p>	<p>1 今回の報告書案においても、家電の長期使用促進によるリデュース効果や適正リユースの促進施策など、3R推進という基本政策の観点から議論がなされたと考えているところですが、御指摘の点については、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>
<p>家電小売店を営んでいる。大手量販店の下請けでエアコン等を取り付けに行くや廃棄物収集運搬業の許可が必要。次に、貨物運送事業の届けが必要。電気工事業を始め、一体いくら事業届けを出さなければいけないのか。大手量販店の下請けでリサイクル品を運ぶのはどうするのか。リユースする品物を運ぶのには古物商の営業許可がいるのか。現状把握の上ははっきりとした指導、回答がほしい。</p>	<p>1 家電小売業者が、他の家電小売業者の委託を受けて廃家電を引き取って収集運搬をする場合については、廃棄物収集運搬業の許可が必要です。その他の法令については、今回の報告書の内容には直接関係がありませんが、紹介いたします。</p>
<p>品目追加や政省令改正事項に係る十分な体制整備とそのための準備、及び消費者及び関係者への周知等を考慮すると、全てのことを、同時平行で解決するには多くの困難を伴う。拙速にならぬよう、施行時期までの期間確保をお願いしたい。</p>	<p>1 品目追加などの報告書案に盛り込まれた措置の具体化については、頂いた御意見も参考にしつつ、今後関係者の意見も踏まえて検討が進められるものと考えております。</p>
<p>議論の中身について、事業者及び消費者が家電製品を導入(購入)設置から排出までの入口の仕組みの整備について議論がなく、入口の仕組みの整備のみ議論が終始されたことは、「家電リサイクル法」の周知徹底ができず、不法投棄、不正横流し等を未然に防止することは不可能と考えます。さらなる議論の展開をお願い申し上げます。</p>	<p>1 報告書案では、不法投棄について、関係者がその知恵を寄せ合って協力しながら取り組むべき課題であるとの認識の下、不法投棄対策に積極的な市町村に、メーカー等が資金面も含め協力する体制を構築することなどの具体策を提言しております。また、不正横流しについても、小売業者の引取・引渡のチェック体制の強化や廃棄物処理法等関係法令の厳正な運用について提言しております。従って、ご指摘のように、「不法投棄、不正横流し等を未然に防止することが不可能」とのご指摘は当たらないと考えておりますが、いずれにせよ、頂いた御意見は真摯に受け止め、今後の施策検討の参考とさせていただきます。</p>